

官報

號外

明治三十九年三月十八日

日曜日

印刷局

○第二十二回衆議院議事速記録第十七號

明治三十九年三月十七日(土曜日)午後一時十一分開議
議事日程 第十六號 明治三十九年三月十七日

午後一時開議

- 第一 農工銀行補助法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第三 韓國ニ於ケル裁判事務ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第四 內國官憲ノ管掌ニ屬スル事項ニ付統監ノ職權ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第五 醬油稅則中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第六 軍人恩給法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第七 郡制廢止法律案(政府提出) 第一讀會
- 第八 市制改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第九 町村制改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第十 郡制廢止法律案(尾見實五郎提出) 第一讀會
- 第十一 債務者ニ代位スル債權者ノ登記申請ニ關スル法律案(高橋安爾外) 第一讀會
- 第十二 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案(久保伊一提出) 第一讀會
- 第十三 民事訴訟法中改正法律案(森田卓爾外) 第一讀會
- 第十四 齒科醫師法案(青柳信五郎提出) 第一讀會
- 第十五 衆議院議員選舉法中改正法律案(森本駿外) 第一讀會
- 第十六 衆議院議員選舉法中改正法律案(波多野傳三郎提出) 第一讀會
- 第十七 衆議院議員選舉法中改正法律案(高橋安爾外) 第一讀會
- 第十八 屠場法案(川島瀧藏外) 第一讀會
- 第十九 監視廢止ニ關スル法律案(望月長夫外) 第一讀會
- 第二十 四幹線鐵道敷設ニ關スル建議案(佐竹作太郎提出) 第一讀會
- 第二十一 精神病學科設置ニ關スル建議案(山根正次外) 第一讀會

官報號外

明治三十九年三月十八日(明治三十五年三月三十一日第三種郵便物認可)

衆議院議事速記録第十七號 議長ノ報告

三二五

第二十二 日本體育會國庫補助ニ關スル建議案(山根正次提出) (委員長報告)

第二十三 航海補助ニ關スル建議案(近江谷榮次外一名提出) (委員長報告)

第二十四 市町村立小學校教員俸給國庫補助ニ關スル建議案(根本正外五名提出)

第二十五 高等水產學校設立ニ關スル建議案(川原茂輔外四名提出)

第二十六 羽越鐵道速成ニ關スル建議案(瀨下秀夫外三名提出)

○議長(杉田定一君) 諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
明治三十二年法律第七十五號中改正法律案
明治三十三年法律第七十六號中改正法律案

一 花井卓藏君磯部四郎君神崎東藏君ヨリニコライ教會堂建設地ニ關シ鈴置倉次郎君ヨリ非常特別稅繼續ニ關シ質問主意書ヲ提出セラレタリ
(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)
ニコライ教會堂建設地ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也

明治三十九年三月十七日

提出者 花井 卓藏 磯部 四郎 神崎 東藏
贊成者 藤崎 朋之 外一百名

一 ニコライ教會堂建設地ニ關スル質問主意書
本員ハ明治三十七年十二月二十一日議會開會ノ劈頭ニ於テ政府ニ對シ東京市神田區駿河臺ニ在ルニコライ教會堂ノ建設地ニ關シ法律上ノ性質ヲ明ニセンカ爲メ質問主意書ヲ提出シ其理由ヲ演說シタリ

二 政府ハ本員ノ質問ニ對シ明治三十八年二月二十五日議會開會ノ終尾ニ到リニコライ教會堂ノ建設地ヲ以テ露國公使館ノ附屬地ナリト答辯シタリ

三 本員ハ明治三十八年二月二十七日政府ノ答辯要領ヲ得サルヲ以テ更ニ再質問主意書ヲ提出シ其理由ヲ演說シタリ而シテ政府ハ答辯ヲ爲スコトナクシテ議會ハ閉會ヲ告ケタリ

右ノ經過ニ關シ本員ハ現政府ニ對シ更ニ左ノ質問ヲ試ミントス
第一 ニコライ教會堂ノ建設地ハ永代借地券ヲ以テ設定セラレタル永代借地權ヲ有スル土地ニアラス又法律上條約上國家並ニ個人ヨリ讓渡若クハ貸與ヲナシタル土地ニアラス政府ハ如何ナル名義ノ下ニ該地所ノ存續ヲ許セルヤ

第二 政府ハニコライ教會堂ノ建設地ヲ以テ露國公使館ノ附屬地ナリト言明セリ其沿革並ニ理由如何

第三 ニコライ教會堂ノ機關タル正教新報ハ該敷地ヲ以テ名目ハ公使館附屬ナリト雖モ實際ニ於テハ露國政府並ニ露國公使ハ此敷地ニ何等ノ權利ヲ有スルモノニアラスト言明セリ政府カ如此名實相違ハサル公使館附屬地ヲ認メ強テ其存續ヲ許シタル事情並ニ理由如何

第四 ニコライ教會堂主教ニコライ氏ハ相當ノ手續ニ因リ公使館附屬地ノ名目ヲ去リ我政府ヨリ直接ニ日本正教信徒ニ貸與セラルルカ若クハ日本正教會ノ共有公地タルコトヲ希望シテ止マスト云ヘリ政府ハ何故ニ法律上完全ナル貸借關係ヲ確定シ土地ノ性質ヲ明ニセサル乎

第五 ニコライ教會堂ノ建設地ハ公使館直接所屬ノ不動產ニアラス又會堂自身ノ性質ハ公使館ノ職務並ニ時權ト何等ノ關係ヲ有セス而シテ又文明諸邦彼レカ如キノ附屬地ヲ是認シタル實例アルコトナシ政府ハ何故ニ公使館附屬地ナル名義ノ下ニ其存續ヲ許シ各國ニ事例ナキ權利ヲ與ヘントスル乎

第六 公使館ニ對シ治外法權ヲ認ムルハ國際公法ノ定則タリ然レトモ其建設地ハ一般私法ノ支配ヲ受ケサルヘカラス而シテ私法上或ル權利ヲ授クルニ當リテハ雙互主義ノ範圍ヲ逸スルヲ許サズ取テ問フ在露國我帝國公使館ハ抑モ如何ナル名義ノ下ニ其敷地ヲ獲得シタリヤ又彼レカ如キノ附屬地ヲ有セリヤ

右及質問候也
非常特別稅繼續ニ關スル質問
右成規ニ據リ提出候也

明治三十九年三月十七日
提出者 鈴置倉次郎

贊成者 山口 熊野
外二十九名

一 非常特別稅繼續ニ關スル質問主意書
政府ハ曩ニ非常特別稅繼續ノ條件トシテ稅法調查會ヲ設ケ二箇年以内ニ調査ヲ終了シテ協贊ヲ求ムル旨ヲ公約セリ然ルニ稅法調查會費ノ豫算案ハ貴族院ニ於テ否決セラレタルヲ以テ調查會設置ノ公約ヲ履行スル能ハサルニ至レリ然ラハ之ヲ條件トシテ通過シタル非常特別稅ノ繼續ヲ廢シ從前ノ期限ニ復舊スルノ手續ヲ採ラルヘキコトト信ス如何

二 政府若シ非常特別稅ノ期限ヲ復舊スルノ公德ナシトスルモ二箇年以内ニハ必ス改廢修正セントスルカ
○議長(杉田定一君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、諸君ニ御諮リ申スコトガアリマス、會期モ切迫致シマシタデ、議案ノ配付ヨリ、定期ノ日數ハ經マセヌデモ、議事日程ニ之ヲ掲載スルコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
○議長(杉田定一君) 御異議ガ無イト認メマス
○福井三郎君 本員ハ此際請願委員會ノ權能ニ付イテ緊急ニ發言ヲシタイコトガゴザイマス、宜ウゴザイマスカ

○議長(杉田定一君) 質問演說ノ後ニナスッダラ如何デスカ
○福井三郎君 質問演說ノ後ニナスッダラ如何デスカ
○議長(杉田定一君) 質問演說ノ後ニナスッダラ如何デスカ

○福井三郎君 質問演說ノ後ニナスッダラ如何デスカ
○議長(杉田定一君) 質問演說ノ後ニナスッダラ如何デスカ
○福井三郎君 質問演說ノ後ニナスッダラ如何デスカ

(鈴置倉次郎君登壇)

○大津淳一郎君 演說ノ前ニ許可ヲ得テ置キタウゴザイマス、是ヨリ委員會ヲ開キタイノデアリマス

○議長(杉田定一君) 官國幣社經費ニ關スル法律案ノ委員會ヲ開キタイト云フ申出ガアリマスガ、許シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガ無イト認メマス

○鈴置倉次郎君 本員ハ大藏大臣ニ對シテ質問書ヲ提出致シテ置キマシタカラ、簡單ニ其趣意ヲ茲ニ辯明致サウト考ヘマス、其質問主意書ハ、是ノ如キモノデアリマス

非常特別稅繼續ニ關スル質問主意書

一 政府ハ曩ニ非常特別稅繼續ノ條件トシテ稅法調查會ヲ設ケ二箇年以内ニ調査ヲ終了シテ協贊ヲ求ムル旨ヲ公約セリ然ルニ稅法調查會費ノ豫算案ハ貴族院ニ於テ否決セラレタルヲ以テ調查會設置ノ公約ヲ履行スル能ハサルニ至レリ然ラハ之ヲ條件トシテ通過シタル非常特別稅ノ繼續ヲ廢シ從前ノ期限ニ復舊スルノ手續ヲ採ラルヘキ事ト信ス如何

二 政府若シ非常特別稅ノ期限ヲ復舊スルノ公德ナシトスルモ二箇年以内ニハ必ス改廢修正セントスルカ

此二ツノ質問デアリマス、非常特別稅ヲ平和克復後ニ繼續スルト云フコトハ、曩ニ本議會ノ重大問題トナリマシテ、其當時最モ政府ニ好意ヲ表セラル、トコロノ政黨モ、亦歴代内閣ニ當テスルコトコロノ諸君モ、非常ニ苦心慘憺ヲ致サレマシテ、其結果僅ニ漸ク一縷ノ活路ヲ求メテ、國民ニ申譯ヲ致シタ、其申譯ハ是ノ如キ申譯デアリ即チ官民混合ノ調查會ヲ設ケテ、二年以内ニ之ヲ改廢修正スルト云フ條件ノ下ニ、之ヲ通過シタノデアリマス、此事ハ大藏大臣ガ委員會ニ於キマシテモ、明言致サレタシ、又此議場ニ於キマシテモ明カニ公約致サレタノデアリマス、名譽アル大同俱樂部ヲ代表致サレマシテ、横田虎彦君ガ、此議場ニ於キマシテ、筋書ノ質問ヲ發セラレマシテ、ソレニ對シテ、大藏大臣ガ答辯致シテ居ラマス、横田君ノ質問並ニ答辯ヲ朗讀致シマスレバ

横田虎彦君 本員ハ意見ヲ述ベタイノデスカ、演壇ニ登ル前ニ、一應大藏大臣ニ確メタイコトガアリマス、大藏大臣ニ、唯一言確メテカラ登壇致シタイ、委員會ニ於キマシテ、此案ニ付イテハ、相當ナル調查機關ヲ設ケテ、二箇年以内ニ十分ナル調査ヲシテ、改廢修正スル積デアルト云フコトヲ確ニ明言セラレタノデスカ、果シテ二箇年以内ニ十分ニ調査シテ、此稅法ノ完全ハ期セラル、ト云フ決心デアルヤ否ヤト云フコトヲ、此議場ニ於テ今一應確メタイ

餘程重大ナル條件デアリマスカラ、念ヲ入レテ御確カメナタノデアリマス、之ニ對シテ大藏大臣ハ、是ノ如ク答ヘラレテ居リマス

横田君ニ御答致シマスガ、唯今御尋ノ通、政府ハ稅法調查會ヲ設ケマシテ、慎重ニ調査致シ、二箇年以内ニ是ヲ終了シテ、更ニ諸君ノ御協贊ヲ求メタイト考ヘテ居リマス

斯ウ云フ答辯デアリマス、此公約ガ條件トナリマシテ、大同俱樂部諸君ガ繼續ニ贊成ヲ致サレタト云フコトハ、唯今ノ速記録ニ依テ明瞭致シテ居リマス、モウ一ツ證據ヲ舉ゲマスレバ、調查會費ノ豫算ノ審議中ニ於キマシテ、政友會幹部ノ一人——幹部デハアリマセヌガ、免モ角政友會名士ノ末席ニ位スルコロノ奥野市次郎君ガ、進歩黨ノ波多野君ニ對シテ質問ヲ致サレタ、其質問ハ調查會ニ反對サレタ以上ハ、調査委員ヲ

命ゼラレテモ、波多野君ハ之ヲ辭退スル積デアルカ、ト云フ質問デアル、是ハ議會アツテ以來、未ダ曾テ聞カザルトコロノ奇妙ノ不可思議ナ質問デアリマス、此奥野君ノ質問ノ語氣カラ察シテ見マス、奥野君ガ、此豫算案ニ賛成ヲサレタノハ、自カラ調査委員タルトスルノ下心ト覺エタ、果シテ然ラバ其心事ノ陋劣ナルコト、實ニ驚クニ堪ヘタルモノデアル、斯ル質問ガ、天下ノ大政黨タル政友會、内閣ノ一小部分デモ構ハナイ潛リ込マフト云フヤウナ立派ナ政黨ノ、一員ノ口カラ出ルト云フコトハ、實ニ奇怪千萬デアル、吾ハ今斯ルコトハ追窮スル必要アリマセヌカラモウ少シ善意ニ、諷刺目ヲ以テ解釋致シマスレバ、少ナクモ政友會諸君ガ現内閣ヲ信任セザル結果、貴衆兩院議員、竝ニ院外ノ名士ヲ加ヘナクテハ稅法調査十分三出來ナイト云フ御考デアツタト想像致サル、デゴザイマス、何レニ致シマシテモ、官民合同ノ調査會ノ調査ト云フコトガ、此非常特別稅繼續ノ條件ニナツテ居、タト云フコトハ、明白タノ事實デアリマス、然レニ此稅法調査會費ノ豫算ト云フモノハ、昨日貴族院ニ於キマシテ、漏場一致ヲ以テ愉快ニ否決サレタノデアリマス(拍手スル者、又、貴族院デ否決シタモノヲ質問シテ居レバ限ガナイ)ト呼フ者アリ、政友會竝ニ大同俱樂部ノ諸君ニハ、誠ニ氣ノ毒ミタヤウナ心持モ致シマスガ、(慎重ノ態度ヲ執リテ報告シ給ヘト呼フ者アリ)報告デハナイノデアル、意見ヲ述ベルノデアル、誠ニ御氣ノ毒ミタヤウデアリマス、是ハ斯ウナクテハナラヌコトデアリマス、貴族院ト致シマシテハ、最モ正當ナルヤリ方デアリマス、縱シ政府ガ陰然豎ヲ案イタニ致シテモ、全會一致ヲ以テ否決致シタト云フコトハ、貴族院ニ對シテ感謝シナクテハナラヌデアアル、既ニ豫算ガナクナツタ以上ハ、此調査會ト云フモノハ設置スルコトハ出來ナイノデアアル、無手當ノ腰辨當デハ、奥野君モ満足サレヌデアリマセウカラ、政府モ矢張調査會ハ設ケヌデアリマセウ、政友會ハ豫算ヲ政府ガ出シタナラバ之ニ賛成ヲ表スル、即チ無手當デハ御免蒙リマス、ト云フ決議ヲシテ居、レドゴザイマス、是ハ到底此豫算ガ否決サレタ以上ハ、此調査會ハ出來ナイ、隨テ政府ハ此公約ヲ履行スル途ガナイノデアリマス、此繼續ノ條件ガ既ニ消滅致シマシタ以上ハ、此繼續ハ止メルノガ相當デアリマス、未ダ此法律ガ公布ニナツテ居、ラヌ前ナラバ、政府ハ之ヲ握リ潰シテ、公布シナイノガ宜シイ、又他ノ方法ニ於テハ、更ニ法律案ヲ提出致シテ、期限ヲ復舊スルト云フコトガ、政治家ノ德義デアラウト、本員ハ信ズルノデアル、然ラザレバ、詐欺ノ手段ヲ以テ、議案ノ通過ヲ計、タモノデアリマス、政府ガ若シ怠慢ニシテ、此改正案ヲ御提出ニナラナケレバ、政友會若シハ大同俱樂部カラ御提出ニナルデアラウトハ思ヒマス、是ハ政府カラ必ズ御出シニナルコト、信ジマス、現政府ハ組織ノ當時ヨリ立憲ノ一字ヲ標榜セラレタルコトノ立憲の内閣デアル以上ハ、是位ノ公德ハアルト本員ハ信ジテ居リマス、信ジテハ居リマス、念ノタメ此特別稅ノ繼續ヲ取消ストコロノ手段ヲ執ラル、ヤ否ヤト云フコトヲ質問シテ置クノデアリマス、ツレカラ第二問ハ、讀ンデ字ノ如ク、長ク辯明スル必要モゴザイマセウガ、萬々一ニモ政府ガ是ノ如キ公德ガナイモノト假定テ致シタル場合ニモ、尙二年以内ニハ、必ズ調査改廢ヲ致サル、ヤ否ヤト云フ質問デアリマス、公德アル立憲内閣ニ向テ、斯ル質問ヲスルノハ無用デハアリマセウガ、近頃政府ノ傾向ヲ見マス、サウバカリモイケヌコトガアルノデアル、往々前内閣ノヤリ口ヲ踏襲セラレマシテ、將來或ハ似テ非ナル立憲内閣ト變化シハセヌカト云フ虞モゴザイマス、念ノタメ、國民ノ安心ノタメ、茲ニ言質ヲ取リ置クト云フ必要ガアル、故ニ此二ツノ質問ヲ提出致シマシタ次第デアリマス

議會ノ費用ハ不幸ニ致シマシテ、貴族院ノ贊同ヲ得ナカッタデアリマス、其理由ハ政府ニ於テハカリデハ、調査ハ出來ヌカト云フ問ガアリ、政府ニ於キマシテモ、調査ハ出來ヌコトハナイ、併ナガラ事柄ヲ慎重ニスル上ニ付イテ、是非賛成ヲ希望スル、ト斯ウ答ヘタデアリマス、(反對ヲ希望致サレタノデアリマセウ)ト呼フ者アリ、然レニ貴族院ハ是ハ政府ニ一任シテ差支ナイコト、思フカラ、之ヲ否決スルト云フコトニ相成リマシタ、併ナガラ二箇年以内ニ非常特別稅法ノ修正ヲシテ、之ヲ議會ニ提出スルト云フ事柄ハ、此調査會ノ成立スルト否トニ依ツテ、變リハ致シマセヌ、此段御答致シマス

○鈴置倉次郎君 大藏大臣ニ質問致シマス、唯今大藏大臣ハ貴族院ハ如何ナル意ヲ以テ之ヲ否決シタカト云ウ點ニ付イテ、御辯明ノヤウデアリマシタガ、貴族院ノ意圖ハ本員ノ問フトコロデナイ、衆議院ガ繼續ヲ可決致シマシタル理由ハ、官民調査會ト云フモノガ、條件トナツテ居、レノデアリマス、官民調査會ト云フモノガ設置ガ出來ヌト云フコトニナツテモ、尙此繼續ヲ取消ス方法ヲ執ルノ公德ナキカト云フ問デアリマス、貴族院ノ意圖ヲ問フ者デハナイ

○竹越與三郎君 請願ニ付イテテヨット御報告ヲ致シマス
○議長(杉田定一君) 竹越君、登壇ナサイ

(竹越與三郎君登壇)

○竹越與三郎君 本日ハ請願ニ付イテ異例ノ出來事ガアリマス、テ、テヨット御報告申上ゲマス、過日ノ請願委員會ニ於キマシテ、生絲検査法案ヲ否決シテ吳レイト云フ請願ガ出テ來タノデアリマス、其一ハ横濱ノ蠶絲貿易商同業組合組長カラ、請願デアアル、紹介議員ハ島田三郎君、其他四通ノ同一ナル趣意ノ請願ガ出シタ、請願委員會ニ於テ討論シマシタラバ、神崎東藏君ノ發議ニ依リマシテ、是ハ却下スルト云フコトニナツタノデアル、其趣意ハ、國民ガ議院ニ請願ヲスルノニハ、哀願ノ體ヲ備ヘナナラヌ、然レニ現在議會ノ問題トナツテ居、法律案ニ付イテ、否決シテ吳レ、若クハ可決シテ吳レト云フ、請願ハ議員ノ頭ヲ左右セントスルモノデアラ、哀願ノ體ヲ備フベシト云フ規定ニ適テ居、ラヌモナルカラ却下スベシト、斯ウ云フコトデアリマシタ、此議論ニ賛成ガ多クシテ、是ハ却下スルコトニ決定シタ次第デアリマス、是ハ請願委員會ノ權利ノ廣狹ニ關スルコトガ、諸君ノ御注意ヲ惹クベキ問題ト思ヒマス、茲ニ御報告致シテ置キマス
(當然デゴザイマス)ト呼フ者アリ

(福井三郎君登壇)

○福井三郎君 本員ハ請願委員會ノ權能ニ關スルコトニ付イテ、即チ唯今請願委員長ノ報告セラレタ件ニ付イテ、茲ニ成規ノ賛成者ヲ得テ、議院法ニ從ツテ、要求ヲ差出シテ置キマシタ、是ニ付イテ簡單ニ理由ヲ説明致シマス、今請願委員長ノ報告セラレタル件ハ、其他尙二件、都合併セテ四件ヲ報告セラレタコト、承知シテ居リマス、其件數ハ四件デアリテ、何レモ同様ノ件ヲ請願者ハ前ノ横濱蠶絲貿易組合長小野光景提出、紹介議員ハ島田三郎君、其次ニ二百四十九號、上田商業會議所會頭黑澤廣次郎提出、紹介議員ハ工藤善助君、其次ガ二百二號、請願ハ同様ノ件ヲ、愛知縣生絲製造同業組合長大池銀次郎提出、紹介議員横井甚太郎君、其次ガ二百十七號、矢張同様ノ請願、前橋商業會議所會頭藤井新兵衛提出、紹介者ガ關口安太郎君、以上ノ四件ハ、請願第一分科會ノ所管デゴザイマシテ、第一分科會ニ於テ、付託ヲ承ケテ、審査ノ末採擇スベキモノト云フコトデ、決定ヲ致シマシタ、請願委員會總會ハ報告ヲ致シマシタ、所ガ今竹越委員長ノ報告セラレタ如ク、神前君ノ發議、ツレニ對シテ松浦君ノ賛成、或ハ加瀬君ノ賛成ト云フヤウナ、重モナル御議論ガ勝リ制シテ、委員

○大藏大臣(法學博士阪谷芳郎君) 唯今、鈴置君ノ御質問ニ御答辯致シマス、調

○大藏大臣(法學博士阪谷芳郎君登壇)

長カ報告セラレタリ理由ヲ以テ、之ヲ却下スルコトニ決テ致シマシタ、然ルニ議院法ニ於テ不受理ト云フ場合ハ、御承知ノ通ニ、第六十六條ヨリ、其第七十二條ニ至ル、五箇條ノ間ノ憲法ヲ變更スルコトカ、乃至皇室ニ對シテ不敬ノ語ガアツタトカ、議院ヲ侮辱シタトカ云フコトノ外、請願ヲ制限セラレテハ居ラヌノデアル、故ニ是ハ據處ナクシテ、却下シタモノデアラフ、請願委員ガ付託ノ事件ヲ受理セズニ一審査セズニ却下シタト云フコトハ、甚ダ不道理ノコトデアラウト思ヒマス、是ノ如キコトガ後來徒ラニ流レテ惡例トナリマス、實ニ容易ナラザルコトデゴザイマスカラ、是ハ此際ニ於テ、相當ナル慎重ノ御考ヲ以テ、特別ノ委員ニ託セラル、何レノ方法カ依リテ、此請願委員ノ爲シタル處置ノ當不當等ノコトハ正シテ、後ニ惡例ヲ貽サヌコトニシタイト云フ希望デゴザイマス、茲ニ一言定規ヲ贊成ヲ得テ、動議ヲ提出致シテ置キマス

○加瀬禎逸君 福井君ノ唯今ノ報告ハドウ云フノデスカ、動議トシテ討議ヲ要求スルノデアリマス、議題ニナッテ居ルナラバ、本員モ意見ヲ述ベマス

○元田肇君 私モ同様ノ御尋フシタイ

○議長(杉田定一君) 是ハ議事ノ進行上ニ關スル一ノ動議デアリマス

○加瀬禎逸君 是ヲ議題トシテ本院ノ討議ヲ要求スル意味デゴザイマス、隨テ議長ハ之ヲ討議ニ附シテ此議事ヲ開クト云フノデアリマス、一應伺ヒマシテ、若シ是ガ本院ノ討議ニ附スルト云フコトニナレバ、私モ聊カ意見ヲ述ベタイ、殊ニ竹越君ガ請願委員長トシテ報告セラレタ、本案ヲ却下シマシテ理由ハ、ツレノミニ止マラヌノデ、竹越君ハ其一部ノ理由ヲ述ベタニ過ギマセヌノデアリマス、若シ是ガ議題ニ附セラレマシタ以上ハ、竹越委員長ノ報告ノ、所謂一部分ノ理由ニ過ギナイコトヲ述ベテ、大イニ意見ヲ申述ベタイト思ヒマス

○議長(杉田定一君) チョット福井君ニ御尋申シマス、本案ヲ委員ニ付託シテ審査サセルト云フ御考デアリマス、唯今福井君ノ御述ニナッタコロデハ、ハッキリ分ラヌヤウデスカ

○福井三郎君 日程ヲ變更サレテ、議事ニ上サレテ、其希望ハ特別委員ニ付サレテ、更ニ當不當ヲ審査シテ貴ヒタイト云フノデアリマス、日程ヲ變更フセズシテ直チニ此場合特別委員ニ付託スルコトガ出來マスナラバ、其通シテ貴ヒタイ

(ツレハ無理デ)ト呼フ者アリ

○竹越與三郎君 私ハ唯今申述ベマシタコトニ付イテ、之ヲ議題トスル緊急動議ヲ提出致シマス

(贊成々々)ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 諸君ニ申シマス、靜カニ願ヒマス、唯今竹越君ヨリ此請願ノ件ニ付イテ日程ヲ變更シテ議題ト云フ緊急動議ガ出テ居リマス、然ルニ未ダ其日程ニハ這入ラデ居リマセヌ、日程以前ニナッテ居リマスガ、併シ此日程以前ニ於テ、矢張日程ヲ變更シテ、之ヲ緊急動議トシテ、議スルト云フコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、然ラバ是ヨリ政府ノ方ヘ同意ヲ求メナケレバナリマセヌ、政府ハ同意ヲ致シマシタ、是ヨリ之ヲ問題ト致シマス

○元田肇君 唯今議事日程ヲ變更シタマデマデ、唯今ノコトヲ本院ノ議ニ附シタイト云フデアラウト思ヒマス

○議長(杉田定一君) 日程ヲ變更シテ、是ヨリ此議事ニ掛リマス

○元田肇君 ツレデハ此問題ハ頗ル重要デアリマスカラシテ、特別委員二十七名ヲ選ンデ、十分ニ審重ニ審議ヲ盡サレンコトヲ望ミマス

(贊成々々)ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 元田君ノ發議ノ通、本案ハ議長指名ノ二十七名ノ委員ニ

託シテ審査セシムルコトニ付イテ、御異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、日程第一、農工銀行補助法中改正法律案第一讀會、議案ノ朗讀

第一 農工銀行補助法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

農工銀行補助法中改正法律案

第二條中「十五箇年」ヲ「二十箇年」ニ改ム

第四條第一項中「十箇年」ヲ「十五箇年」ニ改ム

第七條第一項中「十五箇年」ヲ「二十箇年」ニ改ム

○福井三郎君 チョット許可ヲ得タイノデゴザイマス、本日唯今ヨリ請願第一分科會ヲ開會致シタウゴザイマス、ドウゾ御許可ヲ願ヒタウゴザイマス

○議長(杉田定一君) 御異議ガゴザイマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ガナレバ許可スルコトニ致シマス

○福井三郎君 請願委員會第一分科ノ諸君ハ、今カラ委員會室ニ御集リヲ願ヒマス

(朗讀省略)ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 朗讀ハ省略致シマス

(大藏大臣法學博士阪谷芳郎君登壇)

○大藏大臣(法學博士阪谷芳郎君) 本案ハ農工銀行補助ノ期限ヲ、五箇年間延長スルト云フ趣意デゴザイマス、即チ農工銀行ノ理時ノ有様ニ照シマシテ、尙此際期限延長ノ必要ガアルト、政府ハ認メマス、且ツ戰後農工業ノタメニ一定ノ資金ヲ入レルノ便トモナルト考ヘマス、御協賛ヲ仰イデ置キマス

○恒松隆慶君 次ノ日程ニ移ラレンコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 日程第二、右議院ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉

○恒松隆慶君 是ハ戰後ノ今日最モ必要デ案デゴザイマス、ドウゾ十八名ノ委員、議長指名アラシコトヲ望ミマス

(贊成)ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 十八名ノ委員、議長指名、御異議ガゴザイマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、日程第三、韓國ニ於ケル裁判事務ニ關スル法律案、第一讀會ノ續、横田虎彦君

第二 韓國ニ於ケル裁判事務ニ關スル法律 第一讀會ノ續(委員長)

案(政府提出貴族院送付)

(横田虎彦君登壇)

○横田虎彦君 諸君、韓國ニ於ケル裁判事務ニ關スル法律案ノ委員會ノ經過ヲ報告致シマス、本案ハ去ル十二月十四日ノ兩日ヲ以テ、引續キ、委員會ヲ開會致シマシテ、全部ニ付キマシテ、委員會ハ、一人ノ異論者ナク、原案ヲ可決致シタノデゴザイマス、尤モ此中第四條「上訴ヲ審理ス」ト云フ原案ニ付キマシテ、貴族院ハ「審理」ト云フ二字ヲ「管轄」ト云フ文字ニ修正ヲ致シマシタコト、又第六條ニ於キマシテ「五年以上判事檢察理事官又ハ副理事官ノ職ニ在ル者又ハ在リタル者」此點ニ於テ貴族院ハ

「帝國大學法科大學教授 副理事官」次ニ、又ハ辯護士タル者「斯ウ云フコトニ修正ヲシテ、本院ニ送付ニテ」云々、尤モ此第四條「審理」ト云フ文字ヲ「管轄」ニ改メタルハ、同意ヲ致シテ、然レ理由ノナキ文字ヲ認メシムルコトハ、大體ノ趣旨ニ於テ、意味ニ於テ、變更ヲスルコトガゴザイマセヌガ故ニ、是等ノ僅カナ小文字ニ付イテ、本院ノ意見ヲ、更ニ變更ヲシテ、以テ貴族院ト協議會ヲ開クコト云フガ如キ面倒ヲ見ルマデノ重要ナル點ニゴザイマセヌガ故ニ、是等ノコトヲ併セテ承認ヲ致シタルハ、統監府ヲ置カレ、其統監府ノ下ニ理事官ト云フモノガアツテ、即チ統監府ハ此理事官ヲ指揮ヲ致シタルハ、韓國ニ於ケル諸般ノ政務ヲ統一スルコト云フコトガ、即チ統監府ノ大體ノ職制ト相成リ居ルノデゴザイマセヌガ故ニ、此司法事務ノ如キモ、又所謂政務統一ノ目的ヲ以テ、總テ統監府ノ下ニ、獨立ノ機關ヲ具ヘテ、此裁判事務ヲ齊整處置スルコトガ、本案提出ノ大體ノ趣意ニ於テ居ルノデアリマス、御承知ノ如ク、朝鮮ニ於キマシテハ、明治三十二年ノ領事官制度ニ關スル法律ノ上ニ於キマシテ、裁判ノ事務ヲ取扱フコト云フコトノ規定ガ定メラレ、從來此領事裁判ノ下ニ朝鮮ノ裁判事務ト云フモノハ、取扱フ致シタル來タノデアリマスガ、彼ノ日韓ノ協約ニ依リマシテ、更ニ領事官ト云フコトノ制度ヲ改メテ、朝鮮ニハ理事官ヲ置クコト云フコトニナツテ、而シテ理事官ノ組織トナツテ此裁判事務ヲ取扱フ致シタルデアリマス、此裁判事務ノ取扱ノ大體ヲ御話ヲ致シタルハ、即チ刑事ノ如キハ、輕罪ニ關スルコトモ、理事官ノ裁判ニ依リマシテ、サウシテ之ニ對シテ上訴ヲ致シタルハ、即チ控訴上告ヲ致シタルコトモ、依リマシテ、長崎控訴院ノ管轄トセシメ、普通之ニ對シテハ上告ノ權利ヲモ、權利本邦ノ總テヤリ來リマシタルコトモ、刑事、又ハ民事ノ訴訟法ノ手續ニ依テ、上告ノ權利ヲモ、權利本邦ノ總テヤリ來リマシタルコトモ、尤モ區裁判所ノ權限ニ屬スルモノハ、其控訴抗告ヲ長崎地方裁判所ノ權限ニ屬セシメテ、之ニ對スル上告ト致シタルモノハ、長崎控訴院ニ於テ管轄ヲシタルコトノ制度ヲ執リ來タノデアリマス、所ガ今回ハ即チ統監府ヲ置カレテ、統監府ノ下ニ是等ノコトヲ總テ統一セシムルコト云フコトノ大體ノ精神ヲ定メラレタルデアリマス、スルガ故ニ、此本案ノ必要ガ茲ニ發生シタルデアリマス、此本案ニ付キマシテ、委員會ノ大體ノ議論ト致シタル講究ヲ致シタルコトノ論點ハ、即チ是ハ理事官ニ於テ始審ノ裁判ヲ第一審ノ裁判ヲシテ、サウシテ、之ニ對スルコトノ上訴ヲ第四條ノ規定ニ依テ統監府法務院ト云フモノニ於テ、裁判ヲスルコトヲ以テ終審ノ裁判トスルト云フコトガ、大體ノ趣意ニ於テ居リマス、故ニ、委員會ハ先ヅ之ヲ二審ノ制度ヲ採ルヤ否ヤ、即チ上告ト云フモノヲ別ニ設ケナイカ否ヤト云フコトノ點ニ於キマシテ、頗ル討論ヲ致シタルデアリマス、其今ニ審制度ヲ採ルト云フ、即チ上告審ヲ置クコト云フコトニ付イテハ、或ハ同シ統監府ノ下ニ、上告裁判所ヲ新ニ設ケルガ宜シト云フ一説モアリ、法務院ノ裁判ヲ第二審ノ裁判トシテ、總テ之ニ對スルコトノ上告ハ、大審院ノ審理ニ歸セシムルコト云フコトノ議論モアツタノデアリマスガ、大體ニ於キマシテハ、前ニ述ベマシタル通ニ、本案ヲ全部ニ認メテ致シタルデアリマス、今其三審制度ヲ設ケルコト云フコトノ論旨ヲ、茲ニ三審ヲ全部ニ認メテ、從來ノ理事官ノ裁判ヲ致シタルモノハ、總テ控訴裁判所ノ長崎控訴院ニ付イテハ、之ニ對スル上告ノ制度ガ許サレテ居ルハ、然レ今韓國ニ於ケルコトノ人口ハ、益々増加ヲシテ、隨テ裁判事務ノ増加ヲスルコト云フ今日ニ至テ、此制度ノ下ニ上告權ヲ剝奪スルコト云フコトハ、甚ダ道理ニ於テ許セキコトデハナイト云フ議論ト、殊ニ此裁判事務ノ如キハ日本ノ如キハ、動モスレバ此裁判上ニ關スルコトヲ、或ハ輕々ニ看過スルコト云フヤウナ嫌ガゴザイマセヌケレドモ、就中外國人等ニ取テハ、最モ此裁判事務ニ注意ヲスル、況ヤ韓國ニ於ケルコトノ裁判事務ニ付イテハ、殆ド列國ノ領事裁判ノ如キモ、之ヲ悉ク撤回シテ、日本ノ裁判權ニ囑託シテ、裁判ヲセシムルト云

フ如キ、今日ノ有様デアルガ故ニ、之ヲ今日ノ上告權ヲ剝奪シテ上告ヲスル途ガナイト云フコトヲ設ケタナラバ、所謂列國ノ見ル所モ如何デアラウカト云フ、多少懸念モアル、ソレ故ニ是非此上告審ヲ、即チ三審ノ制度ヲ採ルト云フコトガ必要デアルト云フヤウナ議論ガアツタ（簡單タラト呼フ者アリ）尤モ是ニ付イテハ多ク主要ナル點ハゴザイマセヌケレドモ、簡單ト云フ御從モゴザイマセヌケラ、略シマシテ是等ノ大體ノ要旨ニ於テ、三審制度ヲ採ルト云フ議論モゴザイマセヌガ、元來此事ハ當局者ノ意見ニ依リマシテモ、必ズ近キ將來ニ於テ、漸次此裁判事務ヲ發達スルニ於テハ、獨立ノ裁判所ヲ設ケ、所謂三審制度ヲ採ルト云フ時機モ、或ハ來ルデアラウ、即チ漸次ニ斯ル方法ヲ採ルト云フコトモ、決シテ遲シトセズ、或ハ其必要ノ場合ニ際會スルコトモアルデアラウ、唯今日ハ朝鮮ニ於テ模範裁判所ヲシテ、朝鮮ノ如キハ、御承知ノ通、總テ韓國ノ裁判ノ如キハ、裁判ト云フヤウナモノガアルデハナシ、法律ト云フモノガ固ヨリアルデハゴザイマセヌ、韓國人民ノ生命財產ト云フモノハ、唯一ツノ官吏ノタメニ左右セラル、ト云フヤウナ今日デゴザイマセヌガ故ニ、韓國人民ヲシテ我ニ信頼ヲセシムルト云フコトハ、大體ノ基礎ヲ採ルト云フコトハ、我裁判方法ヲ設ケテ、而シテ以テ我裁判ニ最モ適當シテ、最モ人民ノ生命、或ハ自由ヲ貴重スルコト云フコトノ念慮ヲ、實際直接ニ韓人ニ廣ク之ヲ見セシメ、或ハ之ヲ感ゼシムルト云フヤウナコトニ至ッタナラバ、韓國人民ヲシテ我國ニ信頼セシムルト云フ、即チ衷心ヨリ悅服ヲセシムルト云フ基礎ヲ、此點ニ取ルト云フコトガ最モ必要デアラウト云フ、即チ之ヲ換言シテ致シタルハ、韓國ニ對スルコトノ司法政策ノ一トシテ、以テ茲ニ此制度ヲ採ルト云フコトノ必要ヲ感ゼタルデアリマス、ソレ故ニ本案ハ貴族院ヨリ回付ヲ得マシテ修正ノ通、全部委員會ハ贊成ヲ致シタル次第デゴザイマセヌカ、滿場異議ナク本案ヲ可決セラレンコトヲ望ミマス

○花井卓藏君 唯今ノ問題ニ對シテ、通告ヲ致シテ置キマシタガ、反對者ガナイヤウデゴザイマセヌカ、演說ハ致シマセヌ、但シ長シキ横田委員長ノ報告ハ、一部ハ歡迎致シマスルガ、一部ハ否認致シマス、此案ノ委員會ニ於テ、聞クニ足ルベキ一、二三分ハ、確カニ贊成ノ意ヲ表セケレバナラヌ、殘リノ横田君ノ報告意見ニハ、間違ノ極メテ多キコトヲ含蓄シテ居リマス、併ナガラ結論ハ贊成ト云フコトニナルデアリマス、スカラシテ、達達爭フノ必要ガゴザイマセヌカシテ、態々登壇ハ致シマセヌ、唯贊成ノ意ヲ申上ケテ置キマス、併ナガラ委員長ノ意見ノ全體ガ委員會ノ意見ト云フコトニナリマスルト、大ニ違フコトガアリマスカラ……

○元田肇君 本員モ一言此處カラ申上ゲマスガ、裁判所ノ構成ニ付キマシテハ、意見モゴザイマセヌガ、今日ノ韓國ノ場合ニ於テハ、本案ハ已ムヲ得ザル必要ノ法案ト信ジマスルカラシテ、贊成ヲ致シマス

○採決々々ト呼フ者アリ

○議長（杉田定一君） 採決ヲ致シマス、本案ニ付イテ二讀會ヲ開クベシト云フニ御異議アリマセヌカ

○議長（杉田定一君） 採決ヲ致シマス、本案ニ付イテ二讀會ヲ開クベシト云フニ御異議ナシ（異議ナシト呼フ者アリ）

○議長（杉田定一君） 御異議ガナイト認メマス

○恒松隆慶君 直チニ二讀會ヲ御開キニナルコトヲ希望致シマス

○議長（杉田定一君） 恒松君、發議ノ通り直チニ二讀會ヲ開クト云フニ御異議ハアリマセヌカ

○議長（杉田定一君） 御異議ガナイト認メマス、直チニ二讀會ヲ開キ、全部ヲ讀題ト致シマス

韓國ニ於ケル裁判事務ニ關スル法律案

第二讀食

〔「異議ナシ」ノ聲起ル〕

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

御異議ガナイト認メマス、委員長報告通り決シマス

直チニ三讀會ヲ開キテ、確定セラレシコトヲ望ミマス

〔二異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議がナイト認メマス、委員長報告通り第二讀會ニ於テ決議通過御異議ハアリマセヌカ

韓國ニ於ケル裁判事務ニ關スル法律案

第二讀會

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、本案ハ確定致シマシター——日程第四、内國官憲ノ管掌ニ屬スル事項ニ付統監ノ職權ニ關スル法律案第一讀會ノ續委員長ノ報告横井時雄君

第四
內國官憲ノ管掌ニ屬スル事項ニ付統
監ノ職權ニ關スル法律案（政府提出）

〔横井時雄君登壇〕

時雄君 此法案、韓國協約ノ第三條ニ依テ、日本帝國ノ代表者トシテ統

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、本案ハ確定致シマシタ——日程第
五、醬油稅則中改正法律案第一讀會ノ續委員長ノ報告——海野謙次郎君

第五 醬油稅則中改正法律案(政府提出)

〔海野謙次郎君登壇〕

謙次郎君 醬油稅則中改正法律案ノ委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマ

法案ハ諸君街承知ノ通
 是マ六醬油諸味一石三
 圓五十錢
 鹽ノ賣度ガ特別定價

國王一鎊、シニテ居ッダ、今般之ヲ普通定價ニ賣捌クト云フコトナリマシタニ付イテハ、

價ト普通定價ノ差金ヲ、税金ヲ下ゲルト云フコトニナ_テ居ル、十四條、十六條、

條項ハ是マデハ必要デアリマシタガ、彼ノ自家用料醬油稅法ガ出來マシタニ付イ

空クハ不用ニ屬シマスルヲ改正ニナシタ、
由リ一圓ニ二五圓留アリ一圓六十二五圓、
之ニ付キマシテハ、

[illegible]

ヤウナ輪ガゴサイマシタ、タメニ參考トシテ當業者ニ尋ネテ見マシタトコロガ、當業

非常ニ鹽ヲ餘計使フト云フヤウナコトデ、營業者ノ言フコトモ用井ラレマセヌ、ダガ

素モ亦少シ高過ギルヤウニ見込ミマシタノデ、委員會ハ彼是折衷ヲ致シマシテ、御

上ゲテゴザリマスル通、修正ヲ致シマシタ(「賛成」ト呼フ者アリ)デ、是デハ政府モ

コサイマスルヲ ドウカ委員會ノ通 街洪謹アランアランニトテ希望致ミマ

杉田定一君、深央致シマス本寮ニ付イテ二讀會ヲ開クベシト云フニ、御異議

(杜田定) 卷一 抄本
抄本
三言會集
三言會集

[The page contains faint, illegible markings.]

大

〔異議ナシ〕呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 直チニ開カレンコトヲ望ミマス

〔異議ナシ〕呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 直チニ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

〔異議ナシ〕呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

〔異議ナシ〕呼フ者アリ

確定議

○議長(杉田定一君) 委員報告通、即チ本條ハ修正ガシテゴザイマスガ、委員長ノ報告通御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、是デ本案ハ確定ヲ致シマシタ

第六 軍人恩給法中改正法律案(政府提 第一讀會ノ續(委員長報告))

〔本幕武太夫君登壇〕

○本幕武太夫君 諸君、私ハ委員長トシテ此軍人恩給法中改正法律案ノ委員會ノ顧問ヲ御報告致シマス、是ハ此度ノ戰役ノ結果カラ出マシタルモノデ、總テ政府ノ提案ヲ正當ト見マシテ、委員會ニ於テ之ヲ可決致シマシタルノデアアル、此條文ハ甚ダ短イモノデ、ゴザイマスガ、其内容ハ餘程細カク入込シテ居リマスガ故ニ、簡單ニ説明ヲ致シテ置キタ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、是デ本案ハ確定ヲ致シマシタ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、是デ本案ハ確定ヲ致シマシタ

○議長(杉田定一君) 委員長報告通、御異議ハナイト認メマス、本案ハ是ニテ確定致シマシタ。日程第七、郡制廢止法律案第一讀會ノ續。委員長報告大岡育造君

第七 郡制廢止法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○大岡育造君 郡制廢止法律案委員會ノ經過及結果ヲ報告致シマス、郡制委員會ハ三回開キマシテ審議ヲ盡シマシタル末、政府案ヲ採ッテ全部更ニ修正ヲ加ヘルコトナシニ可決シマシタ、此機會ニ於テ更ニ一言ヲ付託ニサレマシタカラ、同時ニ報告スルコトニ致シタイト思ヒマス、(異議ナシ)ト呼フ者アリ、御異議ガナケレバ直チニ報告致シマスガ、(異議ナシ)ト呼フ者アリ、尾見君カラ、郡制廢止案ガ提出ニナリマシテ、之ヲ併セテ政府ノ提出ノ郡制案ト同時ニ決議致シマシタ、此尾見君ノ提出セラレマシタ法律案ハ、頗ル簡單ニシテ且ツ明瞭ナルモノデ、而モ政府ノ提出セラレマシタ其原案トモ違ヒハナイ、一字一句モ相違ハナイ、政府ノ提出シマシタモノモ、尾見君ノ案モ其目的ヲ十分ニ達シ得ラレタ譯デアル、ソコデ自然ニ此案ガ二ツ出來ベカラザル譯デアリマスカラシテ、一ツダケガ採ラレナクヤナラナイ、所ガ政府ノ後ノ處分ヲナスベキ附則マデ備ッテ居リマスカラ、是ガ故ニ成立シタ以上ニ、モウ一ツ郡制ハ之ヲ廢止スト云フ案ヲ可決シタト報告スルコトハ、實ハ手續ガ手違フ生シタ譯デアアル、委員長ノ多忙ノ折柄、他ノ委員會ニ居リマスルトキニ、書記ニ頼ンデ置キマシタトコロガ、兩案可決ノ如ク報告サレタタメニ、是ダケ申譯ヲ加ヘテ置キマスカラ、此段ヲ御諒承ニナリタイ

(賛成)ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 採決ヲ致シマス、本案ニ付イテ二讀會ヲ開クベシト云フニ御異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○恆松隆慶君 ドウカ直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス

○恆松隆慶君 讀會ヲ省略シテ可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 委員長報告通御異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

郡制廢止法律案

確定議

○議長(杉田定一君) 恆松君ノ發議ノ通り、讀會ヲ省略シテ是ニテ確定スルニ御異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、是ニテ本案ハ可決ヲ致シマシタ、日程第八第九同一委員ニ付託シテアリマスデ、併セテ報告サレマス、委員長多田育兵衛君

第八 市制改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

(多田育兵衛君登壇)

○多田育兵衛君 市制改正法律案、市町村制改正法律案、此兩案ヲ併セテ委員會ノ經過結果ヲ御報告申上ケマス、委員會ハ去ヌル十二日、十三日、十四日、十五日、此數日間開會致シマシテ、隨分條數ガ多ウゴザイマスケレドモ、大切ナ議案ト心得マシテ念ニ入レマシテ、調査ヲ致シマシタノデゴザイマス、然ルニ其修正ノ箇條ハ、諸君ノ御手許ニ迴シテアル通デゴザイマス、故ニ一々御報告ハ致シマセヌ、此中ノ重要ナル箇條ヲ御報告致シマシテ、餘ハ報告書ニ依ッテ御承知ヲ願ヒマス、第十五條デゴザイマス、是等ハ現行法ニ依リマス、三級制度ニナッテ居リマシテ、納稅ノ額ヲ以テ一級、二級、三級ト分ケテゴザイマス、故ニ一級デ唯一人デ市會議員ノ三分ノ一ヲ選舉スルト云フヤウナ不都合ナモノガ出來テ居リマス、故ニ政府ノ案デハ之ヲ三名トシテゴザイマスケレドモ、三名デハ尙不足ヲ致スト感シマシテ、五名ト修正ヲ致シマシタノデゴザイマス、ソレカラ第十九條デゴザイマス、原案デハ市會議員ノ任期ヲ六箇年ト致シマシタ二年毎ニ半數ヲ改選スルト云フコトニナッテ居ルノデゴザイマス、然ルニ私共調査會ニ於テ修正致シマシタノハ、原案ハ六箇年ヲ四箇年ト修正致シマシテ、半數改選ト云フトコロコトヲ省キマシテ、府縣制同様ニ府縣議員選舉同様ニ、四箇年毎ニ總選舉ヲ致スト云フコトニ修正ヲ加ヘマシタノデゴザイマス、是等ハ原案ノ如ク六箇年ト云フハ、少シク長キニ失シマシタノデゴザイマス、ソレ等ノ半數改選ト云フモノハ、モウ今日ノ場合ハ無用ノコトト考ヘマスカラ、是ノ如ク修正ヲ加ヘマシタ、右修正ヲ致シマシタ結果、雜則ノ末ニ新タニ一箇條ヲ設ケマシタ、其理由ハ現今ノ議員ハ舊規ニ據リマシタ、此次ノ總選舉マデハ何レモ其總選舉ヲ待ッテ、總改選ヲ致シマシテ、其任ヲ失フト云フコトニ致シマスノデゴザイマス、是等ガ末項ニ一箇條ヲ設ケマシタ所以デゴザイマス、其他ノ事柄ハ何レモ字句ノ修正デゴザイマス、故ニ、御報道ヲ省イテ居リマス、ソレカラ市町村制ノ方デゴザイマス、十三條一級選舉人ノ所ニ政府案ハ「三名」トゴザイマス、五名ト修正致シマシタ、之ハ市制ノ修正ト同様デゴザイマス、ソレカラ十五條ニ修正ヲ加ヘマシタ、名譽職ノ町村長助役ハ町村會議員ノ資格ナキモノト被選舉權ナキモノト云フコトニ致シマシタ、是ハ理事者ト議事者デゴザイマスカラ、別ニ分ケテ置ク方ガ至當ト云フ考デゴザイマス、ソレカラ十六條ニ修正ヲ加ヘマシタ、是等ハ原案ハ議員ノ任期六箇年トゴザイマス、四箇年ト致シマシテ、三箇年毎ニ半數改選トゴザイマス、四年毎ニ總改選ヲ致スト云フコトニ致シマシタ、是等ハ市制改正ト同様ノ事柄デゴザイマス、ソレカラ四十五條ニ修正ヲ加ヘマシタ、之ハ原案デハ町村長ヲ以テ爲スコトニナッテ居リマス、正副議長ハ議員中ヨリ互選スルト云フコトニ致シマシタ、是等ハドウ云フ理由デゴザイマス、議案提出者ガ即チ議長ヲ兼務致スノデゴザイマス、議長ハ、議事ヲ繼ムル上ニ於テ隨分不都合ナコトガ出來テ、圓滿ヲ闕クト云フ事實ガアルノデゴザイマス、誰モ自分ガ出シタ原案ヲ通過サセタイト云フノガ人情ノ免レヌコトデゴザイマスカラシテ、議事ヲ繼ムル上ニ付イテ隨分不公平ナ起立ノ採リ方ノ行ハレヌトハ申サレヌデアリマス、衆議院或ハ其他ノ如キ多數ノ會デゴザイマス、議長ノ私ト云フモノハ行ハレヌデアリマス、僅ニ八人カ十二人十五人位ナ會デゴザイマス、ソレカラ五十一條ニ修正ヲ加ヘマシタ、是ノ如ク修正ヲ致シマシタノデゴザイマス、ソレカラ五十二條ニ修正ヲ加ヘマシタ、原案ニ依リマス、議長ノ意見ヲ以テ、傍聽ヲ禁ズルト云フコトニナッテ居リマスガ、町村長ヲ議長トセザルコトニ修正致シマシタ結果、町村長モ亦傍聽禁止ヲ請求スル

權利ヲ與ヘトウゴザイマス、ソレカラ議員ニモ權利ヲ與ヘトウゴザイマス、故ニ議員三名以上テ請求致ス時ハ、傍聴ヲ禁ズルコトニ、五十二條ヲ修正致シマシタノデゴザイマス、右ハ修正致シマシタコトコロ重ナル箇條デゴザイマス、此案ハ政府ニ於テモ、數年間調査ニ調査ヲ加ヘマシテ、提出サレマシタ議案デゴザイマス故ニ、私共調査會ニ於キマシテモ、十分審議討論致シマシタケレドモ、修正ノ箇條ガ少ナク、デアリマス、此民間ニ於テモ、此案ノ早ク成立スルコトヲ、一般ニ希望シテ居リマス以上ハ、會期モ切迫シテ居ル今日デアリマスカラ、本日直チニ二讀會ニ調査ヲ御開キ下スツテ、早ク成立セシムルコトヲ希望致シマス、ソレカラモウ一ツ私共ニ託サレマシタ、東京市制案、是ハ調査ハ未ダ終リマセヌガ、不日調査シテ報告シマス、然ルニ東京市制案ト同シ市制案デゴザイマスルガ、此市制改正法律案ハ一般ニ通過シマスルコトコロノ改正法律案デゴザイマス、故ニ此東京市制案ガ他日成立チマシテモ、今日決議致シマシタルコトコロノ市制改正法律案ニモ、抵觸致サヌノデゴザイマスカラ、御安心ノタメチヨット御報告致シマス

○議長(杉田定一君) 日程第八、市制改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス

○七里清介君 ちヨット質問ヲ政府委員ニシタイ、此市町村制設置ノ期日ハ、凡ソ政府ハイッ頃ト云フ御見込デアリマス、一應伺フデ置キタイ

(政府委員吉原三郎君登壇)

○政府委員吉原三郎君 御答致シマスルガ、本案ニハ勅令ヲ以テ期日ヲ定ムト云フコトニナッテ居リマス、四月一日ハ目前ニ切迫シテ居リマス、實ハ年度變リヲ希望致シマスルガ、チヨット手が廻リ兼ネマスと思ヒマス、一兩月ノ中ニハ施行ノコトニ出來ヤウト考ヘテ居リマス

○鈴木總兵衛君 政府委員ニ質問シマス、特ニ指定スル市ト云フコトハ、ドウ云フ處ヲ假リニ定ムルモデアアルカ、政府ニハ定メテ内意ガアリマセウト思ヒマス

(政府委員吉原三郎君登壇)

○政府委員吉原三郎君 ちヨット唯今ノ御質問ノ要領ヲ得マセヌデシタガ

○鈴木總兵衛君 特ニ指定スル市ト云フハ……

○政府委員(吉原三郎君) 分リマシタ、御答致シマスル、特ニ指定致スト云フノハ、今日マデノ例デ致シマスル、東京、京都、大阪ト云フヤウナ場所デアリマスガ、段々此市デ膨大シタル、非常ニ大キナル市ガゴザイマスカラ、將來ハサウ云ウ市ヲ指定スル必要アリト認メテ居ルデアリマス、併シ今日ハマダドレト云フコトハ申上テラレマセヌデアリマス

○恆松隆慶君 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ希望シマス

○議長(杉田定一君) 採決致シマス、本案二讀會ヲ開クベシト云フコトニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナシト認メマス、恆松君發議ノ通、直チニ二讀會ヲ開クコトニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナシト認メマス、全部ヲ議題ニ供シマス

市制改正法律案(政府提出)

○恆松隆慶君 委員長報告通

○議長(杉田定一君) 委員長報告通、御異議アリマセヌカ

官報號外 明治三十九年三月十八日 衆議院議事速記録第十七號

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナシト認メマス

○恆松隆慶君 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ希望シマス

○議長(杉田定一君) 直チニ二讀會ヲ開クコトニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナシト認メマス、第二讀會ノ決議通御異議アリマセヌカ

市制改正法律案(政府提出)

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナシト認メマス、本案ハ確定致シマシタ、——日程第九、町村制改正法律案、第一讀會ノ續

○議長(杉田定一君) 採決致シマス、二讀會ヲ開クベシト云フコトニ御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナシト認メマス

○恆松隆慶君 直チニ二讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シテ確定セラレンコトヲ希望シマス

○議長(杉田定一君) 恆松君發議ノ通、直チニ二讀會ヲ開キ讀會ヲ省略シテ確定スルコトニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナシト認メマス、恆松君發議ノ通直チニ二讀會ヲ開キマス、委員長報告通御異議アリマセヌカ

町村制改正法律案

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナシト認メマス、委員長報告通、確定致シマシタ

○多田作兵衛君 議長

○議長(杉田定一君) 多田君、何デス

○多田作兵衛君 此案ニ付イテチヨット申添ヘテ置キマス

○議長(杉田定一君) 此案ハ確定シマシタ——日程第十、郡制廢止法律案第一讀會ノ續

第十 郡制廢止法律案(尾見濱五郎君外 二名提出)

○橫田虎彦君 本案ハ曩ニ委員長ノ報告ニ據リマス、初メノ即チ政府案ニ、是ト同一ノ郡制廢止案ガアツテ、同ジク委員ニ於テ審議シテ、全ク同一ノモノデアルガ故ニ、其精神トシテハ無論之ヲ合セテ採用スルコトニシタガ、是ハ決議ノ上デ、既ニ一案ヲ採デ採用スル以上ハ、更ニ同一ノ案ニ同様ノ決議スルコト云フコトハ、是ハ穩當デナイカラ、謂ハハ無用ナコトデアルガ故ニ、是ハ否決スルコト云フヤウナコトニシタト云フ、果シテサウデアレバ則チ本案ノ精神ハ、全ク全部共ニ貫徹シタト云フモノデ、敢テ此案ヲ主

市制改正法律案 第二讀會 第三讀會 町村制改正法律案 第一讀會ノ續 確定議 郡制廢止法律案 第一讀會ノ續 三二三

張スル必要ハナイガ、唯委員長ガ斯クセラレタノハ、至極宜イ、併ナガラ私ハ此案ノ方ガ、議場へ提出ニナッタノハ數日先キニナッテ居ル、然ルニ一方ハ政府案デアラカラ、政府案ヲ採ラデ、之ヲ否決シタト云フヤウナコトハ、甚ダ實ハ面白クナイト思フ、是ハ日附ノ順序カラ、之ヲ採ラデ同ジ政府カラ出タモノハ、同ジデアルト云ッテ、斯ウナッタナラバ最モ至當デアッタラウト思フ、併ナガラソレ等ノコトヲ云フ必要ハアリマセヌ、即チ必要ナシト云フコトデ、否決スルコトニ致シタイト思ヒマス

○恆松隆慶君 直チニ二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ決セラレンコトヲ希望シマス

○議長(杉田定一君) 採決シマス、本案ニ對シテ二讀會ヲ開クベシト云フ御方ノ御起立ヲ願ヒマス

起立者 無

○議長(杉田定一君) 一人ノ起立者モアリマセヌデ、二讀會ヲ開クベカラズト決シマシタ、日程第十一、債務者ニ代位スル債權者ノ登記申請ニ關スル法律案、第一讀會續、委員長報告牧野逸馬君

債務者ニ代位スル債權者ノ登記申請ニ關スル法律案(高橋安爾君外)

第十一 請ニ關スル法律案(高橋安爾君外) 第一讀會ノ續(委員長報告)

(牧野逸馬君登壇)

○牧野逸馬君 債務者ニ代位スル債權者ノ登記申請ニ關スル法律案ノ委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、本案ハ諸君モ御承知ノ如ク、誠ニ單純ナル案デゴザイマシテ、委員會開會中ニモ或ハ是ヲ不動產登記法中ニ編込シタナラバ如何デアラカト云フ御尋モゴザイマシタガ、政府委員トシテハ願クハ是ヲ矢張單獨法律トシテ置クガ方ガ便利デラウト思フ、不動產登記法中ニ編成スルコトニスレバ、他ノ條項ニモ多少ノ差響キヲ生ズル、彼此混雜デアラカラ、願クハ單獨法律トシテ本案ノ儘通過ガシテ貫ヒタイト云フ政府委員ノ希望モゴザイマシタシ、本案ハ全會一致ヲ以テ原案ヲ可決シタ譯デゴザイマスガ、是ノ如キ單純ナル事件デゴザイマスカラ、其内容ヲ申上グルマデノ必要モアルマイト考ヘマシテ、宜シク……

(採決々々ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 採決ヲ致シマス、二讀會ヲ開クベシト云フニ御異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 御異議ナシト認メマス

○恆松隆慶君 本案ハ政府モ同意シ、委員會モ全會一致ヲ決セラレマシタ、ドウカ此場合直チニ二讀會ヲ開イテ二讀會ヲ省略シテ、決セラレンコトヲ願ヒマス

(贊成々々ノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 恆松君ノ發議ノ通、直チニ二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ確定スルニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナシト認メマス、委員長報告通御異議ゴザイマセヌカ

債務者ニ代位スル債權者ノ登記申請ニ關スル法律案 確定議

(異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

○議長(杉田定一君) 御異議ナシト認メマス、本案ハ是ニテ確定ヲ致シマシタ、日程第十二、裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案、第一讀會ノ續、委員長報告、尾形兵太郎君

第十二 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案(久保伊一郎君提出)

(尾形兵太郎君登壇)

○尾形兵太郎君 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案ノ報告ヲ致シマス、本案ハ極ク簡單デアアル、唯五箇村ヲ動かスカ動カサヌカト云フ問題デ、ソレデ議論ノ岐レタコロモ、動かスカ方ガ便利デラウト云フノト、動かサナクテモ現在ノ儘ガ便利デラウト云フ、不便デ争ウタ、唯一人ノ差デ便利ト云フ論ガ多カッタノデ、修正ヲシテ可決致シマシタ、ソレハ「中莊村」ト云フ一村ヲ除クコト、ソレカラ附則ノ中デ、「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」ト云フ文字ヲ新ニ修正ヲシテ置クト云フコトデ、可決致シマシタ、此段報告致シマス

○議長(杉田定一君) 米田實君

(米田實君登壇)

○米田實君 諸君、私ハ委員會ノ少數意見トシテ、本案ニ對シテ其經過ヲ述ベ、且自己ノ反對スル理由ヲ併セテ諸君ノ御耳ニ入レタイト思フデアリマス、本案ハ奈良縣下ニ於キマシテ、タッタ五箇村、此五箇村ノ管轄ヲ五條ノ裁判所カラ裂イデ、サウシテ宇陀ノ松山區裁判所ニ移スト云フ極ク簡單ナル少サナ問題デアアル、ソレデ帝國議會ノ苟モ十億以上ノ豫算ヲ議スル上ニ於キマシテ、斯ル少サナ問題ニ於テ諸君ノ御耳ニ、而モ縣下同志ノ代議士ガ寄ッテ、甲ハ是ト論ジ、乙ハ非ト論ズルト云フコトハ誠ニ心恥カシイヤウナ場合デアリマス、併ナガラ事奈真縣ト致シマシテハ、ドウシテモ此問題ヲ重要トシテ論ゼバナラヌト存ジマスガ故ニ、簡單ニ私ガ理由ヲ述ベタイト思ヒマス、此本問題ニ付キマシテ、第一ニ政府ガ同意セラレテ居ル、斯ウ云フコトデアリマス、即チ提出者ノ案ニ政府ハ同意セラレテ居ルト云フコトガ、最モ重ク強イ理由ヲナシテ居ルコトヲ吹聴サレテ居ルデアアル、然ルトコロ政府ノ同意ナルモノハ、決シテ本案ヲ是ナリトシテマデノ同意ノ程度デアナイデアアル、殊ニ本案ノ如ク管轄ヲ移シタ方ガ、非常ニ便宜ヲ感ジテ居ルト云フ理由ヲ述ベラレタノデアリナイデアアル、即チ委員會ニ於ケル政府ノ答辯ニ依リマシテモ、斯様ニ申サレマシタ「元來政府ニ於キマシテハ現行ノ管轄區域ヲ最モ宜イト認メテ施行シテ居ルノデアリマス、併ナガラ元ト此管轄區域ナド、申スモノハ關係人民ノ便宜ト云フコトモ、見ニヤナラズ、關係人民ノ便宜ト云フコトハ交通機關ノ發達ヤラ、或ハ道路ノ變更等始終變り得ルモノデアリマスカラ、政府ニ於キマシテハサウ云フ點ニ付キマシテハ、調査ヲ怠ラズ居ラヌデアリマスルガ、實ハ關係人民ノ方ガ、最モ前キニ、其事ヲ知ルノデアリマスカラ、政府ガ知リマスルヨリモ、ドウシテモ、其地方ノ人ノ知ル方ガ先キニ相成ルノデアリマス、ソレデ本案モ地方ノ人ガ不便ヲ認メ、管轄變更ノコトヲ便宜ト認メテ提出サレタノデアアル、ト斯ウ信ジマシテ、而シテ先キニ申シマシタ通り監督廳ノ方ニ照會ヲ致シマシテ、便宜デアルト云フ回答ヲ得タ次第デゴザイマス」斯様ニ政府ハ答辯セラレテ居ル、即チ第一回ニ於テ政府ノ答辯セラレタコロハ、現在ノ管轄ト云フモノヲ以テ、最モ宜イト心得テ居ルノデアアル、併ナガラ便宜ナルコトハ、地方ノ人民ガ政府ヨリ先キニ知ル、政府ヨリ先キニ知ルガ故ニ、政府ハ地方ノ人ガ願ッテ來テ便宜デアルト云フコトヲ願デ來ルノデアアルカラ、ソレニ向ッテ贊成ノ意ヲ表ス、斯ウ云フ意味ノ下デ所謂今

日代議政體トシテ、民意ヲ容レルト云フ上ニ付イテ、大ニ政府ハ斟酌シテ言ハレテ居ル議論ハ一回ニ止マラス、委員會ノ第三回ニ於テモ亦政府ハ同一ノ理由ヲ持シテ居ラレトナル、即チ二回ニ於キマシテハ、斯様ニ申サレテ居ル、一番政府ノ意思ヲ明ニスルコトニナラウト考ヘルガ「此裁判所ノ管轄ニ付キマシテハ、先日他ノ政府委員カラ御答ヲ致シタ通り、地方人民ノ便否ト云フコトニ最も重キヲ置イテ居ル」トデゴザイマスカラシテ、此點ニ付キマシテハ始終監督官廳ニ命ジマシテ、此調査ヲ怠ラヌヤウニサセテハ居リマスノデゴザイマス、併シ全國ノ裁判所ニ付キマシテハ、現今ノ管轄宜イトハ認メテ居リマスケレドモ、中ニハ能ク調査致シマスレバ、少シ變更シテ方ガ尙便利ニナラウト斯ウ云フ場所モナイトハ限ラヌト思フノデアリマス、デ若シサウ云フ場所ガアリマシタトキニハ、調査ノ上其管轄區域ヲ變更スルコト云フコトニハ、敢テ躊躇ハシナイ積リデアリマス、必要不必要ト云フコトハ問題ナシ、斯様ニ政府ノ方デハ答ヘラレテ居リマス、即チ政府ノ方デハドウデアアルカト云ヘバ、斯ウ云フコトデ變更ヲ願フ、ソレガ便宜デアルト云フコトヲ知人ノ人ガ言ウテ來レバ、現在ノ管轄ハ是ト信ジテ居ル、是ト信ジテ居ルケレドモ、敢テ改メテ變更スルコトニハ躊躇シナイ、民意ヲ容レテ變更スル、斯ウ云フコトデアリマシテ、政府ハ好シンドコマデモ此案ノ通過ヲ計リ、管轄ヲ變更セバナラヌト云フコトヲ言ウテ居ラレナイノデアリマス、サウ致シマシテ此變更ト云フ問題ハドウ云フモノデアルト斯ウ言ヒマスルト、單ニ奈良縣下ニ於キマスルコトコノ者ガ、一小部分ノ五箇村ヲ甲カラ乙ニ移スト云フデケノコトデアリマスカラ、此奈良縣ノ民意ト云フモノハ、如何ナルモノヲ以テ民意ト見ルカ、是ガ大ニ講究シナケレバナラヌ點デアルト思ヒマス、奈良縣ノ郡部ニ於キマシテハ、四人ノ代議士ガ選出セラレテ居テ、市部デハ一人デアリマス、所ガ其五人ノ中四人ハ悉ク舉テ此案ニ反對シテ居ルノデアアル、即チ管轄變更ヲ以テ便宜デアリトシテ居ルノデアアル、固ヨリ此選舉法ノ精神カラ見マシテモ、大選舉區ニ致シテカラニ、何レノ人モ通ジテ選舉スルコトヲ得ルト云フコトハ、蓋シ何レノ所カラ出テ者デモ、四人ハ不可分の一部ノ村ヲ代表シテ居ルノデアアル、然ラバ民意ガドコニ存在シテ居ルカ、所謂民意ナルモノハ數多ノ五人ナラ五人ニ依テ代表セラレテ居ル、其五人ノ中四人マデガ此案ハ便宜デアリト云フコトニスル以上ト云フモノハ、私ハ政府當局者ノ言ハレハ通、便宜デアリト云フ方ニ認メル方ガ事實ニ近イデアラウト信ズルノデアリマス（武藤金吉君「ソレハ論據ニナラヌ」ト呼フ）大ニナリマス（「モウ分ッタ」ト呼フ者アリ）極ク簡單ニアリマス、ソコデ本件ノ管轄區域ニ於ケル村民ニ付イテハ、ドウデアアルカト云ヘバ、此管轄ヲ變更シナケレバナラヌ理由有リヤ否ヤト云フコトニナリマス、第二ノ問題ガ——所ガ此管轄ヲ變更スルコト云フ理由ハ無イノデス、無イト云フコトハ蓋シ提出者タルトコロノ久保君ノ言フコトニ理由ガナイト云フコトガ確定セラレルノデアアル、即チ久保君ハドウ言ウテ居ルカト云フト、委員會ニ於テ斯様ニ答ヘテ居ル、私ガ委員會ニ於テドウ云フ事實ガ變更スル理由ニナッタノデアアルカ、單ニ便宜デアルト云ノガ變更ノ理由ニナッタノカ、ドウ云フ理由デアアルカト云フコトヲ尋ネタ際ニ、久保君ハ斯ウ答ヘラレテ居リマス（別段私ノ手許ヘ追ッテ來タト云フ事實ハナイ、唯常ニ多數ノ人ノ意向ガコニ起イテ居ルコトヲ意味シマス、又私ノ手許ニ追ッテ來タカラ、私ガ提案シタト云フ譯デハナイ、追ッテモ追ッテナクモ當然之ハ便利ヲ得ルヤウニシナケレバナラヌト云フコトヲ信ジテ居リマスガ故ニ、職責上提出シタ、ト斯ウ云フコトニナッテ居リマス）ソレデ又モ一ツ私ガ是ニ付イテ追問ヲ致シマス「提出者ハ此事ハ便宜ト認メタト自己ニ於テ認メタト云フ理由ニ過ギナイト斯ウ云フ風ニ聽取ッテ宜イカ」ト斯様ナ問ヲ發シマスルト、久保君ガ斯様ニ答ヘテ居ル「認ムルノミナラ

ズ私共ハ其地方ヲ跋涉致シテ居リマスガ故ニ、常ニ跋涉シテ居リマスガ故ニ、五條ト松山トノ其管轄ヲ變更セントスル地方トノ兩方斟酌シテ、是非共是ハ變更シナケレバナラヌ、是非一日モ早ク變更ヲシテ、此便宜ヲ與ヘナケレバナラヌト云フ必要ヲ認メタ」ト斯ウ云フ答ヲセラレテ居ル、ソレカラモ一ツ私ガ聞イタ（「簡單々々」ノ聲起ル）チヨット簡單ニ申上ゲマス、ソレデドノ村カラドウ云フ點ヲ聞イテ來タノデアアルカ、具體的ニ云ヘバドウ云フ苦情ガアルノカト云フ事實ガアルノカ、指摘ヲ願ヒタイ、ト斯ウ質問シタトコロガ、ソレハ指摘ガ出來ナイト云フ、サウ致シマスルト提出者ト云フモノ、理由ハ、ドウデアアルカト云ヘバ、提出者ノ出サレタトコロノ理由ハ、詰リ是マデ不便ヲ感シテ居ルカラ是ヲ更メルト云フ理由ニ基クニアラズシテ、自分ガ變更スルノヲ便宜デアルト信ズルカラ、他ノ人モ便宜デアルトスルデアラウ、斯ウ云フコトガ原因ニナッテ居ルノデアリマス、然ルトコロ其便宜ナルトコロガ、ドチラデアアルカト云ヘバ、即チ四人ノ目デアルトコロノ便宜ガ、一人ノ目デアリト見ルヨリモ勝ッノデアリマス、即チ奈良縣ノ四人ノ代議士ノ目デ、便宜デアリト認メルトコロガ、久保君ガ一人デ、便宜ト云フノデアアル、サウスルト實地ドウナッテ居ルカ（「モウ分ッタ」ト呼フ者アリ）極ク簡單ニ少シク土地ノ關係ニ付イテ一言申上ゲタイ、其土地ノ關係ハドウナルカト云ヘバ、詰リ地方裁判官カラ區裁判所ニ照會シテヤッタ、其區裁判所ノ答辯ニ據リマシテモ、是ハ少シク松山ニ參ル方ガ近イ、五條ニ參ル方ガ少シ遠イ、併ナガラ此點ハ松山ノ方ニ到ルニハ、總テ早道デゴザイマス、ソレカラ五條ト云フ方ニ至ルニハ總テ縣道ガアリマス、御承知ノ如ク五條ナル所ハ、奈良縣ノ最モ南ノ繁華ナ所デアリマシテ、戶數モ二千アリマス、人口モ一万近イ所デアリマス、サウ云フ風デアッテ此土地ノ附近ノ合併ヲ受ケル村ノ方ハ、ドウデアアルカト云フト、材木ノ產出地デアル、其材木ト云フモノガ多クハ五條ヘ出スデアリマス、故ニ其道ガ一番遠イト云フモノハ、何ガ遠イカト云ヘバ、中龍門村ト云フノガ一番遠イノデアリマス、此中龍門村ナルモノハ、斯様ニシテ遠イニシタトコロガ、四里シカ遠クナイ、松山ヘ往クノ四里ノ遠ヒガアルト云フコトヲ以テ、直チニ之ヲ以テ不便ト云フ斷定ハ出來ヌノデアリマス、五條ニ往キマスル縣道ガアリマスシ、又吉野川ト云フ川ガアリマスカラ、船ニ依ッテ下ルコトモ出來ル又鐵道モ吉野川ニ付イテ居ルノデアアル、故ニ此數理ノ上カラ見テモ決シテ遠イトハ言ハレナイ、一ツノ里道ニ依ルノガ果シテ近イカラト云ッテ、之ヲ遠イトハ言ヘナイ、鐵道ニ依リ、若クハ公道ニ依ルノガ、時間ノ上ニ利益ノアルコトモアルカラ、決シテ之ヲ以テ遠イト云フコトハ言ヘナイト思フ（「モウ澤山ダ簡單々々」ト呼フ者アリ）モウ少シソレカラ（「モウ止メ給ヘ贊成ガ減ル」ト呼フ者アリ）土地ニ關係ノコトハ、左様ナ風ニナッテ居リマスシ、區裁判所ノ事務ト云フモノハ、政府ノ方デハ（「モウヨセ」ト呼フ者アリ）中莊ニハ同意ガ出來ヌト云フノデアアル、然ルニ中莊ナル所ハ、ドウ云フ處カト云ヘバ、登記事務ヲ扱フニハ、上市デ扱フ、上市デ扱フト云フコトナレバ、登記事務ガ近イカラ、此點ニ於テモ、決シテ政府ガ言フ如クデナイ、政府ガ同意シナイノハ他ノ方ニ向ッテ道理ヲ拒ムコトニナルノデス、ドウカ諸君モ此案ニ贊成セラレテ——私ハ演説ガ下手デカラ、贊成者ガ減リサウデスカラ、是ダケニ致シマス

○中西六三郎君 政府委員ニ此場合質問ガアリマス（「無用々々」ト呼フ者アリ）唯今米田君ノ演説ニ、政府ハ不同意ヲ言ハレタト云フコトデアルガ、筆記録ニ於テ見ルマデモナク、政府委員ハ此案ニ對シテ如何ナル御意見デアアルカト云フコトヲ御尋シマス

（政府委員平沼騏一郎君登壇）

○政府委員（平沼騏一郎君） 政府ハ此案ニハ修正案ニ同意ヲシテ居リマス

○中西六三郎君 私人本案ニ賛成デゴザイマスガ、簡單デカラ此席カラ申シマス此案ニ付キマシテハ、地元ノ關係ノ諸君ハ、熱心ニ論議ヲサレテ居リマスガ、是ハ總テ此五條ニ便利ガアルトカ無イトカ、他ノ經濟上ノ論ガ重モデアリマスガ、本員等ハ政府ノ意見ヲ聽キマシテ、裁判所ノ事務ニ於テノ便否ハ、司法省ガ見ル如ク本案改正ノ方ガ宜シイト思フノデ、地元ニ於テノ便否ハ、其意見ヲ聽クト、誠ニ區々タル利害ノ爭デアリマスカラ、委員會ニ於テモ、本員等ハ本案ニ賛成ヲシテデアリマス、故ニ唯今矢張本案賛成ノ意見ヲ維持シマス

〔討論終結ノ動議ヲ出シマス〕ト呼フ者アリ〔賛成々々〕ノ聲起ル

○議長(杉田定一君) 討論終結デ定規ノ賛成ガアルト思ヒマス

〔異議アリ異議アリ〕ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 討論終結ニ異議ガアリマスカラ採決シマス、討論終結ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ願ヒマス

起立者 多數

○議長(杉田定一君) 多數デアリマス、討論ハ終結セラレマシタ——採決致シマス、本案ニ付イテ二讀會ヲ開クベシトスルノ御方ハ起立

起立者 少數

〔少數々々〕「多數々々」ノ聲起ル

○議長(杉田定一君) 少數トハ認メマスガ、尙ホ反對ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

起立者 多數

○議長(杉田定一君) 多數デゴザイマス、二讀會ヲ開クベカラスト云フコトニ決シマシタ、(拍手起ル)日程ノ第十三ハ委員長カラ延期ヲ致シタイト云フ申出ガアリマス、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト 認メマス、日程第十四、齒科醫師法案ノ第一讀會ヲ開キマス、朗讀ハ省略シマス

第十四 齒科醫師法案(青柳信五郎君外一名提出) 第一讀會

齒科醫師法案

齒科醫師法

第一條 齒科醫師タラムトスル者ハ左ノ資格ヲ有シ内務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

一 齒科醫學專門學校ヲ卒業シタル者

二 内務大臣ニ於テ適當ト認メタル外國齒科醫學學校ヲ卒業シタル者

三 文部省齒科醫師試驗ニ合格シタル者

第二條 醫師ニシテ齒科醫學ヲ營ムトスル者ハ特ニ文部大臣ノ選任シタル委員ヲシテ其ノ學力ヲ檢定セシム檢定ニ關スル細則ハ委員之ヲ定ム

第三條 左ニ掲クル者ハ免許ヲ受クルコトヲ得ス

一 重罪ヲ犯シタル者但シ國事犯ニシテ復讐シタルトキハ此ノ限ニ在ラ

ス

二 公權停止中ノ者

三 未成年者、禁治產者、心神耗弱者、聾者、啞者及盲者

第四條 重禁錮ニ該ルヘキ偽造罪、偽證罪、賄賂罪、墮胎罪、竊盜罪、詐欺取財罪、費消罪又ハ贓物ニ關スル罪ヲ犯シタル者ニハ免許ヲ與ヘサルコトアルヘシ

第五條 内務省ニ齒科醫籍ヲ備ヘ齒科醫師ノ氏名、住所ヲ登録ス

第六條 齒科醫師ハ自ラ診察セシメテ診斷證、處方箋ヲ與フルコトヲ得ス

第七條 齒科醫師ハ帳簿ヲ備ヘ患者ノ氏名、年齡、住所並病名、療法ヲ記載シテ五箇年間保存スヘシ

第八條 齒科醫師ハ其ノ技能ヲ誇稱スル公告ヲ爲シ又ハ秘密療法ヲ有スル旨ヲ公告スルコトヲ得ス

第九條 齒科醫師ハ齒科醫師會ヲ設立スルヲ得

第十條 齒科醫師及醫師ニシテ齒科醫學ヲ營ム者ハ齒科醫師會ニ加入スヘシ

第十一條 齒科醫師會ハ齒科醫事衛生ニ關シ主務大臣若ハ地方長官ノ諮問ニ應シ又ハ建議ヲ爲スコトヲ得

第十二條 齒科醫師タルノ免許ヲ受ケタル者第三條各號ノ一ニ該當スルトキハ内務大臣ハ其ノ免許ヲ取消スヘシ

第十四條ニ該當スルトキハ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メ齒科醫學ヲ停止スルコトアルヘシ

前二項ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖再ヒ免許ヲ與フルコトヲ得

齒科醫師刑法第二百五條、第二百一十六條、第二百四十一條、第二百四十三條、第二百四十四條、第二百七條、第三百四十六條、第三百四十七條、第三百六十條ノ罪又ハ其ノ業務ニ關スル罪ヲ犯シタルトキハ期間ヲ定メ齒科醫學ヲ停止スルコトアルヘシ

第十三條 第六條又ハ第七條ニ違背シタルトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 第八條ニ違背シタル者、停止中齒科醫學ヲ爲シタル者又ハ免許ヲ受ケシテ齒科醫學ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 本法ノ行政處分ニ對シテハ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

附則

第十六條 本法ハ明治三十九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 齒科醫師試驗ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十八條 本法施行前ノ齒科醫術開業免狀ハ本法施行後ト雖其ノ效力ヲ有ス

第十九條 醫師免許規則ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

○元田肇君 是ハ醫師法案ノ委員ニ付託ニナランコトヲ願ヒマス

○青柳信五郎君 說明致シタイ、本案ハ簡略デゴザイマスカラ、此席カラ說明ヲ……

○議長(杉田定一君) 何ダカ分リマセヌ

○議長(杉田定一君) 本案ノ說明ヲシマス、此席カラ……

○議長(杉田定一君) 分リマセヌ、登壇ナサイ

（青柳信五郎君登壇）

○青柳信五郎君 本案提出ノ理由ハ齒科醫師ナル者ハ、自然普通一般ノ醫師トハ異テ居リマス、ツレテ先日山根君本員等カラ醫師法案ヲ提出致シマシタ、其醫師法案ガ通過致シマスレバ、自然醫師免許規則ナルモノガ取除ケラレマス、此齒科醫師ナル者ヲ同一ノ法規ノ下ニ當テ置クコトハ、到底出來得ベカラサルコトデアリマス、故ニ醫師法案ノ結果トシテ、齒科醫師法案ヲ出シマシタデアリマス、ドウカ醫師法案ト同一ノ委員ニ付託セラレテ、御審議アラシコトヲ願ヒマス

（賛成々々ノ聲起ル）

○議長（杉田定一君） 本案ハ醫師法案ト同一ノ委員ニ付託シタイト云フコトデスガ、ソレニ御異議アリマセヌカ

（異議ナシ異議ナシノ聲起ル）

○議長（杉田定一君） 御異議ハナイト認メマス、日程第十五、衆議院議員選舉法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、議案ノ朗讀ハ省略シマス

第十五 衆議院議員選舉法中改正法律案（森本駿君 第一讀會 外一名提出）

衆議院議員選舉法中改正法律案
森本駿君 二人

（森本駿君登壇）

○森本駿君 諸君、此案ハ極ク簡單ナ案デ「衆議院議員選舉法別表中左ノ如ク改正ス沖繩縣二人」是ダケノ案デアリマスガ、衆議院議員選舉法別表中ノ最終ノ所ニ、沖繩縣ト書イテ、其下ニ「那覇區首里區島尻郡中頭郡國頭郡」ト云フ十五字ガ這入リマス、其結果トシテ、宮古八重山ト云フ二郡ハ、自然ニ選舉權ガナクナデ居リマス、今日デハ沖繩縣ノ代議士ノ定員ハ二人トナデ居リマスカラ、定員ヲ動カスト云フノデハナク、是ノ如ク規定セラレタ結果、宮古八重山二郡ノ人民ハ、選舉權ヲ有シテ居ラヌト云フ結果ニナツタデアリマス、併ナガラ此二郡ノ人民ハ、沖繩縣ノ他ノ郡區ト同様ニ、今日ニ於テハ、兵役ノ義務ニ服シ、又納稅ノ義務ニモ服シテ居ルデアリマス、サウ云フ次第デアリマスカラシテ、其下ノ十五字ガ削除シテ、「沖繩縣二人」トシテ、此二郡ノ人民ヲシテ、選舉權ノ恩澤ニ與ラシムルト云フ希望ニ過ギナイデアリマスカラ、成ルベク滿堂ノ御賛成ヲ得テ、此議案ノ通過スルヤウニセラレンコトヲ希望シマス、何分委員ニ付託セラレテ、宜シク願ヒマス

○元田肇君 此案ハ餘リ長イ案デアリマセヌガ、十六十七ト云フ同ジ衆議院議員選舉法改正案モアルコトデアリマスニ依テ、此案ノ委員ヲ三十六名ト致シテ、議長ノ指名アラシコトヲ望ミマス

○議長（杉田定一君） 元田君發言ノ通、本案ハ三十六名ノ委員、議長指名ニ御異議ハゴザイマセヌカ

（異議ナシト呼フ者アリ）

○議長（杉田定一君） 御異議ハ無イト認メマス、日程第十六、衆議院議員選舉法中改正法律案第一讀會、朗讀ハ省略シマス

官報號外 明治三十九年三月十八日

衆議院議事速記録第十七號

衆議院議員選舉法中改正法律案 第一讀會

第十六 衆議院議員選舉法中改正法律案（波多野傳 第一讀會 三郎君外一名提出）

衆議院議員選舉法中改正法律案

衆議院議員選舉法中左ノ通改正ス
第八條 年齡滿二十五年以上ノ帝國臣民タル男子ニシテ選舉人名簿調製ノ期日前滿一年以上其ノ選舉區内ニ住所ヲ有シ仍引續キ有スル者ハ左ノ要件ノ一ヲ具備スルトキハ選舉權ヲ有ス

一 選舉人名簿調製ノ期日前滿一年以上土地租五圓以上又ハ滿二年以上土地租以外ノ直接國稅五圓以上若ハ地租ト其ノ他ノ直接國稅トヲ通シテ五圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者

一 家督相續ニ依リ財產ヲ取得シタル者ハ其ノ財產ニ付被相續人ノ爲メタル納稅ヲ以テ其ノ者ノ納稅シタルモノト看做ス

一 府縣立師範學校、中學校若ハ文部大臣ニ於テ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認メタル學校若ハ文部大臣ノ認可ヲ經タル學則ニ依リ法律學、政治學、理財學ヲ教授スル私立學校ノ卒業證書ヲ所持スル者

一 徵兵令ニ從ヒ現役ノ義務ヲ終リタル者

○波多野傳三郎君 サウ長イ説明ノ必要アルマイト存シマス、此席ヨリ説明ヲ致シマス、諸君ガ御熱知ノ如クニ、日露戰爭ニ大捷ヲ得マシタト云フコトハ、陛下ノ御威稜ハ勿論ノコト、又陸海軍將校ノ忠勇モ勿論ノコトデアリマス、法律ニ依テ、兵役ノ義務ニ服シ、從軍シタル士卒ノ忠勇、又與テ力アルト云フコトハ、明カナコトト存シマス、加之、外ニアツテ出征軍人ヲ慰問セントシ、内ニアツテ其家族ヲ補助セント致シマシテ、日夜寢食ヲ忘レ、婦女小兒ニ至ルマデモ、或ハ金ヲ出シ、或ハ時ヲ費シテ、奔走致シマシタト云フコトガ、又與テ力アルト云フコトモ、明カデアルト存シマス、斯様ナル場合デアリマス故ニ、國民舉テ此大捷ヲ得タリト致シマスレバ、國民舉テ間接ニ大政ニ參與スルト云フコトガ相當デアラウカト思フ位デアリマス、語ヲ換ヘテ申シマスレバ、衆議院議員ノ選舉ヲ普通ト致シマシテモ宜イカト存ズル位デアリマス、併ナガラ府縣制ト申シ、又今日此場ニ於テ可決致サレマシタル市町村制ト申シ、其議員ノ選舉ニモ、マダ制限ガアル位ノ場合デアザイマスカラシテ、彼此ノ事情ヲ斟酌致シマシテ衆議院議員選舉法ヲ改正致シテ、財產、教育、及義務ノ三點ヨリシテ、選舉ノ上ニ權利ヲ擴張致シタイト云フコトガ、即チ本員等ガ此案ヲ提出シタル理由デアリマス、其一ツハ、恆産アルモノハ恆心アリト云フ意味デ、財產ノ制限ガ唯今テハ十圓ト相成リ居リマスガ、之ヲ本員等ハ半減致シマシテ、五圓ニスルコトガ相當デアルト云フコトガ、一ツハ擴張、今一ツハ總シ財產ハナイト致シマシタト云フコトガ、是ヨリ先ハ百事萬端學術技術ノ助ヲ待テ、農事、工藝、商業ヲシテ愈々發達セシメナケレバナラヌト云フ場合デアル、學術技術ノ若干ヲ持テ居ル者、即チ中等ノ教育ヲ受ケタル以上ノ者ニハ、總シ財產ノ點ニ不足ハアルトモ、資格ヲ與ヘテ宜カラウト云フコトガ、第二ノ擴張デアリマス、第三ニハ、已ニ法律上國家ノタメニ兵役ヲ了ラタト云フモノハ、一ノ義務ヲ果シテ居ルノデ、加フルニ兵役ハ一種ノ教育トナリマシテ、又智識ニ於テモ、之ヲ他ノ者ニ較ベレバ、幾分ノ優ルトコロガゴザイマス、故ニ兵役ノ義務ヲ了タル者ハ、財產ノ點ニ於テハ如何デアラウトモ、之ニ選舉ノ權利ヲ與ヘタイ、此三點ガ我々ガ本案ヲ提出致シマシタル理由ノ大要デアザイマス、是ノ如クナリマシタナラバ、庶幾クハ當ニ日露ノ戰爭ニ大捷ヲ奏シマバカリデ

ナク、戰後ノ經營、即チ農事、工藝、商業ノ三ツヲ以テ、各國ノ間ニ立ッテ輸贏ヲ爭フ上ニモ、蓋シ大捷ヲ奏シ得ルアラウト存シマシテ、此案ヲ提出致シタ譯デアリマス、既ニ森本君ノ提出案アリ、又高橋君等ノ提出案モアルコトデゴザイマス、デ本員等ハ、是デ確定セラレテモ宜イトマデ信シテ居リマスケレドモ、法律案ノコトデモアリ、他ニ類似ノ案モアリマス故ニ、冀クハ唯今元田君カラ求メラレタ委員ニ御付託ニナッテ、十分ニ審査セラレンコトヲ希望致シマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

(「奥野市次郎君登壇」)

○奥野市次郎君 本員ハ大體ニ於テ唯今波多野君カラ御説明ニナリマシタ理由ニ贊成ノ意ヲ表スルノデゴザイマス、本員等ハ次ノ日程ニアリマス、同改正案ノ提出者デゴザイマスガ、意思ガ大體ニ於テ同ジコトデゴザイマスカラ、茲ニ贊成ノ演説ヲ致シマシテ、次ノ日程ノトキニ提出ノ理由ヲ述ベルコトヲ、略シタイト思ヒマス、選舉法ノ精神ハ、諸君ハ十分御承知アラセラル、如ク、憲法ノ根本法トモ成ルベキモノデアリマス、イクラ立憲政治ノ完成ヲ期シタイト申シマシテモ、其根本ニナルトコロノ議員其人ヲ得ルニアラスンバ、決シテ憲政有終ノ美ヲ濟スコトガ出來ヌデアリマス、而シテ議員其人ヲ得ザルトハ、緊テ此選舉法ニ在ルノデゴザイマスカラ、選舉法ハ實ニ憲法政治ノ根本トナルベキコトコロノ大切ナルモノデアリマス、此議案ガ本議會ニ提出ニナリマシタト云フコトハ、本員等モ其必要ヲ感シタデアリマス、憲政本黨ノ諸君モ其必要ヲ感セラレテ、茲ニ御提出ニナリマシタハ、提出ノ時機頗ル宜シキヲ得タモノト信ジマス、憲政本黨ノ諸君ノ御提出ニナッテ居ルノト、本員等ノ提出致シマシタコトハ、一箇所違フ居ルツレモ、多ク益ニ本員等ハ贊成ヲ致スデアリマス、教育ノ程度ニ向テ、選舉權ノ附與セラレマシタコトモ、贊成致スデアリマス、又五圓ト云フコト二十圓ガ引直テ居リマスノハ、彼此同一デアリマスガ、唯地租及其他ノ國稅ト云フモノノ間ニ、憲政本黨諸君ノ御提案ト、本員ノトハ少シ違フ居リマス、併シ此等ノ事柄ハ總テ委員會ニ於テ討議ヲ致セバ、ツレデ宜シイト思フデアリマス、元來本員等ハ普通選舉制ヲ贊成スル者デアリマシテ、若シ國情許スコトデアリマシタナラバ、此際直チニ普通選舉ノ制ニ改メタイト思フデアリマス、由來此財產ニ制限ヲ置イテ、之ヲ以テ選舉ノ資格ニ重キヲ置ク事柄ハ、甚ダ弊害ノアルコトデアル、今日宇内各國ノ實例ニ照シテ見マシテモ、極メテ少ナイ國ノ弱イ國デガ、此財產制度ニ重キヲ置イテアルノデ、多ク強キ國ハ、悉ク此財產ノ制限ニハ重キヲ置イテ居ラヌコトニナッテ居ル、吾々ガ先進國トシテ尊敬スルトコロノ英、佛、獨等ノ諸國ヲ始め、北米合衆國、其他ノ強國ハ、皆此財產ノ制限ニ重キヲ置クト云フコトコロノ陳腐ナル制度ハ廢サレテ居ルデアル、唯今日殘テ居リマスノハ、ドコニ殘テ居ルカト云フト、ツレヨリハヨク國ノ弱キ國、即チ「ゼネラル」、伊太利、ポルチュガル」匈牙利ナドガ、ツレ等カラ較ベテ見ルト、稍、財產ノ制度ニ重キヲ置キタルコトノ形迹ガアル、最モ財產ノ資格ニ重キヲ置イテ居ルトコロノ國ハドコデアルカト云ヘバ、「ルクシエンブルグ」カ、瑞典カ、及我日本、此等ノ國ガ絕對ニ財產ノ制度ニ重キヲ置イテアル國デ、今日日本ハ此日露戰役ノ後ニ於テ、宇内ノ強國トナッテ居ルデアリマスガ、顧ミテ此選舉法ノ制度如何ト比較シテ見マスルト、我國ト同盟シテ居ル英國、吾々ト最モ親善ナル關係ヲ持ッテ居ル北米合衆國、其他吾々一等國ノ伍班ニ列シテ居ルトコロノ國トハ、甚ダ懸隔ガ付イテ居ル、唯戰ニ勝ッタカラト云フ形ノ上ニ於テ、強國タル名ヲ得タト云フコトニ安シテ、強國ハ強國タル實質ノ上ニ於テ、文明ノ制度ノ上ニ於テモ、勝

ヲ奏スルニアラズンバ、此日露ノ戰役ニ勝ッテ奏シタル效益ヲ完ウスルコトハ出來ヌモノデアルト信ジマス、今日ハ議會ガ靜カデスカラ、モウ少シバカリ——之ヲ先進國ノ歴史ニ質シテ見マスルノニ、御承知ノ如ク英國ニ於ケル十八世紀ノ末カラ十九世紀ノ歴史ハ、何ヲ以テ填メラレタルアルカト云ヘバ、一タビ英國史ヲ緝イタ諸君ノ、御承知ノコトデアッテ、全ク選舉法改正ノタメニ政變ト云フモノハ屢、起ッテ居リマス、何故ニ英國ノ十九世紀ノ後半ノ歴史ガ、是ノ如ク選舉法ノ改正ノタメニ填メラレタルデアルカト云ヘバ、他ナシ、英國ハ其以前、即チ一千四百年以前ニ當ッテハ、普通選舉ノ制度ガ行ハレテ居タノデアル、然ルニ其後土地兼併ノ弊ガ盛ニ行ハレテ、富豪ガ權勢ヲ濫リニスルト云フコロノ惡風ガ長シテ、遂ニ此普通選舉ト云フモノモ、精神ガドコヘヤラ去ッテシマッテ、此少數者ノ代理、富豪者ノ代理ガ、政權ヲ左右スルトスルト云フガ如キ傾向ヲ生シタ故ニ、其選舉權ハ縮小サレテ、選舉人ガ少ナクナリ、選舉人ガ少ナクナレバ、選舉人買収ノ惡風ト云フモノガ行ハレ、選舉人買収ノ惡風ガ行ハレ、バ、之ニ依ッテ當選シタルコロノ議員ハ、矢張議院ニ於テモ收賄ノ風ト云フモノガ増シテ來ルデアッテ、其當時ノ英國ノ議會ハ、實ニ收賄ノ府、腐敗ノ氣、議院ニ滿チテ、天下ノ事、言フニ忍ビザルトコロノ形勢ニ至ッタデアリマス、當時最モ法律家ヲ以テ任ジ、英國ノ革清ヲ以テ任シタル、「グラットストーン」ハ、大ニ此弊政ヲ刷新スルノ考ヲ起シテ、選舉法ノ改正案ヲ出スコト、前後四回ニ及ンダデアル、其前後四回ノ最後、即チ千八百八十五年ノ議會ニ於テ、制定セラレタルコロノモノガ即チ現行ノ選舉法デアル、英國ニ於ケル、此選舉法ノ資格ニ依レバ、自己ノタメニ、住家、若クハ住處、若クハ住所トシテ家屋ノ一部ヲ所持スル者ニ對シテハ、一般ニ選舉權ヲ與ヘルコトニナッテ居ルデアッテ、彼ノ浮浪ノ徒、住居ノナイ者デナイト云フ限ハ、一般ニ之ニ選舉權ヲ與ヘル、ト云フ、則チ普通選舉ト同一位ノ程度ニマデ進ンデ居ルデアリマス、此階級制度ノ弊ハ、前ニ申シマスル通、遂ニ代議政治ヲシテ、富豪政治ニ陷ラシムル、富豪政治トナッタ結果ハ、今ノ如ク選舉人買収ノ惡習ト云フモノガ起ル、吾々議員ノ氣風ヲバ腐敗セシムルト云フヤウナ、惡弊モ起デアリマス、今日ハ是ノ如キ惡弊ガ我帝國ノ議員ニ在リトハ吾々ハ斷言セヌデアリマス、然レドモ稍ラ履ンデ堅氷到ルト云フコトガアリシテ、若シ我帝國ノ議會ニ是ノ如キ危機ガ一タビ起リマシタナラバ、之ヲ矯正スルコト、云フモノハ、決シテ容易ナコトデアリマシトヒマスノデ、冀クハ是ノ如キ弊風ノ浸染セザラン前ニ、是ノ如キ惡ルイ弊害ノ助長セザラン前ニ當ッテ、我議會ニ於テハ、此選舉權ヲ擴張シテ、汎ク一般ノ國民ニ選舉權ヲ與フルト云フコトハ、憲法政治ノ美ヲ濟ストコロノ、最モ初期ナル、最モ急要ノコトナリト信ズルデアリマス、況ヤ今日ノ時機ハ前ニ申シマシタ如キノ時機デゴザイマシテ、日露ノ戰爭初メテ終ッテ、我國民ノ氣風ハ大ニ勃興シ、國運大ニ盛ナラントスルトキデアリマスカラ、是ノ如キキニ、是ノ如キ重大ナル事ヲ決定シテ置クト云フコトハ、千古ニ對シテ、日露戰爭紀念ノ最大紀念タルモノデアルト思フデアリマス、又此戰爭ニ付イテ、何人ガ最モ租稅ヲ澤山ニ納メテ居ルカ、何人ガ最モ生命ヲ犧牲ニ供シテ居ルカト云フト、決シテ此澤山ナル財產ヲ持ッテ居ルト云フ人ニアラズシテ、多數ノ國民ガ皆自分ノ囊底一錢ノ錢マデモ投シテカラニ、此國費ニ應ジテアルノデス、又戰爭ニ從事シタルコロノ人ハ、生命ヲ犧牲ニシテ居ルデアル、自分ノ囊底一錢ノ錢ヲ抛チ、自分ノ最愛ナル生命マデモ犧牲ニシテ、國家ノタメニ盡シタト云ヘバ、是ヨリ以上ノ愛國心ハアルマイト思フデアリマス、此ノ如キ愛國者ニ向ッテ、之ニ酬ユルトコロノモノハ何ガ適當デアルカ、則チ參政ノ權利ヲ與フルト云フコトガ、最モ適當ナリト信ズル 此點カラ言ヘバ吾々ハ普通

選舉ヲ以テ適當ナリト信ズルケレドモ、國情ノ許サザルコトコアルガ故ニ、忍シテ此五圓ト云フコトニ贊成ラシ、其他ノ條件ニ付イテモ成ルベクダケ多クノ權利ヲ國民ニ與ヘント欲スルニ止マルノアリマス、世間或ハ普通選舉制度ヲ唱フル者ヲ以テ、「ツシアリズム」ヲ唱フル者ノ如ク考ヘル者モアルガ、獨逸帝國ノ建造セラル、ヤ、直チニ獨逸ニハ普通選舉ガ行ハレテ居テ、其聯邦中ノ一部分ダケニ、マダ舊風ガ存シテ居ル、今日最モ「インベリアリズム」ヲ行ハレツ、アル獨逸デスラモ、既ニ然リテアル、決シテ普通選舉制度ハ社會主義者ノ唱フル專有物ト云フ譯デアリマセヌカラ、ドウカ此自由平等博愛ノ主義ヲ執テ居ラル、トコロノ諸君、及平素帝國主義ヲ執テ居ラル、トコロノ諸君モ、總テ我國運動與ノ前途ニ對シテ、此案ハ滿場一致ヲ以テ通過スルヤウニ御贊同アラシコトヲ望ミマス、茲ニ一言ヲ敘ベテ、波多野君ノ演說ニ贊成ノ理由ヲ述ベテ置キマス

○議長(杉田定一君) 本案ハ前ノ委員ニ付託スルコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

第十八 屠場法案(川島瀧藏君外一名提出) 第一讀會

屠場法案 屠場法

第一條 本法ニ於テ屠場ト稱スルハ食用ニ供スル牛馬羊豚ヲ屠殺解體スル場所ヲ謂フ

第二條 屠場ハ行政官廳ノ免許ヲ得テ之ヲ設立スヘキモノトス

第三條 屠場外ニ於テ食用ニ供スル牛馬羊豚ヲ屠殺解體セムトスルキハ屠殺前後共ニ検査員ノ検査ヲ受クヘキモノトス但シ所有者カ販賣又ハ授與ノ方法ニ依リ他人ノ食用ニ供スルニ非スシテ自家用ノ爲ニ屠殺スルモノハ此ノ限ニアラス

第四條 屠場ニ於テハ屠殺前後共検査員ノ検査ヲ經サル牛馬羊豚ヲ屠殺解體スルコトヲ得ス

生肉内臟及其ノ他ノ部分ハ検査員ノ検査ヲ經ルニ非サレハ屠場外ニ搬出スルコトヲ得ス

第五條 左ノ事項ニ該當スル牛馬羊豚ハ屠殺前ノ検査ヲ受クルヲ要セス

一 舊秣ノ結果腫脹ヲ來シ室息ノ虞急迫ニ陥リタルモノ

二 難産ノ爲危急ニ陥リタルモノ

三 重傷ヲ受ケタルモノ

第六條 市町村ニ於テ屠場ヲ設立シタルトキハ行政官廳ハ必要ト認ムル地區内ニ於ケル私設屠場ノ廢止ヲ命スルコトヲ得

第七條 屠場ヲ設立シタル市町村ハ設立認可年限内ニ廢場ヲ命セラレタル私設屠場ノ所有者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ補償ノ義務アルモノトス

第八條 内務大臣ハ必要ト認ムルトキハ臨時ニ屠場ノ設置ヲ市町村ニ命スルコトヲ得

第九條 衛生上危害ヲ生シ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ行政官廳ハ屠場營業ノ禁止又ハ停止ヲ命スルコトヲ得

第十條 本法施行ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 第二條、第三條、第四條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則 第十二條 行政官廳ハ既設屠場ニ對シ五年以下ノ設立年限ヲ附スルコトヲ得

第十三條 本法ハ明治三十九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(杉田定一君) 恆松君ノ發議ノ通り十八名ノ議長指名ノ委員ニ付託スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、日程第十九、監視廢止ニ關スル法案、第一讀會、議案ノ朗讀ハ省略シマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、日程第十九、監視廢止ニ關スル法案、第一讀會、議案ノ朗讀ハ省略シマス

第十九 監視廢止ニ關スル法律案(望月長夫君外六名 第一讀會)

監視廢止ニ關スル法律案

第一條 刑法、陸軍刑法、海軍刑法其ノ他ノ法令中監視ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

第二條 本法施行以前ニ於テ確定シタル判決ノ執行ニ依リ監視ニ付セラルヘキ者若ハ監視執行中ノ者ニ對シテハ本法施行ノ日ヨリ其ノ執行ヲ免ス

○恆松隆慶君 是ハ九名ノ委員、議長指名デス

○議長(杉田定一君) 九名ノ委員、議長ノ指名ニ御異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、日程第二十、四幹線鐵道敷設ニ關スル建議案、委員長報告、佐竹作太郎君

第二十 四幹線鐵道敷設ニ關スル建議案(佐竹作太郎君外三十八名提出) (委員長報告)

(佐竹作太郎君登壇)

○佐竹作太郎君 本案ニ對スル委員會ノ結果ヲ報告致シマス、委員會ハ全會一致ヲ以テ、本案ヲ可決致シマス、唯チヨット政府ノ意見ダケヲ述ベテ置キマス、本案ニ對シテ委員會ニ於キマシテ、政府委員ノ臨席ヲ求メテ、意見ヲ聽キマシタガ、政府ハ本案即チ未成線ヲ完成スルコトニ付イテ、急ナルコトハ、全然同意デアル、サリナガラ次期ノ議會ニ豫算ヲ提出スルコト云フコトハ、財政ノ都合上明言ガ出來ナイ、サリナガラ成ルベク速ニ本案ノ目的ヲ達スルコトニ努ムルヤウニシヤウト云フ答デゴザイマス、チヨット合セテ報告ヲ致シテ置キマス、ドウカ滿場諸君ノ御同意ヲ得マシテ可決セラレンコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君 此建議案ハ、非常ニ必要ナ建議案デゴザイマス、政府モ大體ニ於テ同意シテ居ルデゴザイマス、ドウカ直チニ可決セラレンコトヲ望ミマス

(賛成々々ト呼フ者アリ)

○菊池武徳君 本案ハ別段反對ノ意見ヲ述ベル者モナイヤデアリマスガ、私ハ贊成スルニ付イテ希望ヲ述ベテ置カウト思ヒマス

(無用々々ト採決々々ト呼フ者アリ)

(菊池武徳君登壇)

○菊池武徳君 贊成ノ趣意ヲ論ズルノ必要ナルコトハ、本員不肖ト雖モ知ッテ居ルデゴザイマス、併ナガラ茲デ一言加ヘナケレバナラヌト云フコトハ、諸君ハ御承知デアルヤ否ヤハ知リマセヌカ、此委員長ノ報告デアル、委員會ニ於テ、政府ハ此案ニ對シテ如何ナル態度ヲ執ッタカト云フコトハ、此委員會ノ速記録ヲ能ク見ナケレバナラヌ、政府ノ方デハ財政ノ都合ニ依ルコトデアルカラシテ、希望スルコトデアルケレドモ、或ハ次期議會ニ間ニ合ハヌカモ知レヌ、或ハ是ハ調査中デアルト云フヤウナ、頗ル漫然タル返答ヲ以テ、是ニ對シテ居ルデゴザイマス、是ハ鐵道法案ガ國有ニナラヌト云フコトノタメニ、總テ是等ノ未成線ニ對スル建設ノ必要ハ、政府ニ於テハ餘リ感シテ居ラヌト云フコトハ、確カナラ證據デアル(採決々々ト呼フ者アリ) 呼フ者アリ議場騒然私ハ長談議ヲスルノデハナイガ、諸君ハ斯ル重大ナル問題ニ向ッテ、頗ル冷淡デアルノハ遺憾デアル、大イニ冷淡デアル、第一本案ノ如キ鐵道ニ關係アルトコロノモノニ對シ、選信大臣、其他軍用鐵道

ノ主唱者タルコロノ、陸軍大臣ガ此案ニ對シテ、此議場ニ臨シテ居ラヌト云フコトガ、即チ國有法ニ現ヲ奪ハレテ、本案ノ大切ナルコトヲ知ラヌデアル(誰ガ反對スル者ガアルカ)大勢定メテ居ル「ヨセ」等ノ聲交、起リ議場騒然決シテヨシマセヌ、妨害ノアル限ハ決シテヨサヌ、政府ガ若モ此案ニ對シテ腰砕チナル態度ヲ取ル程ニ、不熱心デナイナラバ、何故ニ二箇年ト云フ年期ヲ切ッテ居ルモノニ、修正ノ希望ヲ述ベタノデアル、故ニ若シ政府ニ於テ此案ヲ、速ニ時期ヲ限ッテ實行シヤウト云フ目的ガアルナラバ、(恆松隆慶君)モウ宜シイ(ト呼フ)恆松君ハ御イッタクニナルカ知ラヌガ、人ノ妨害——言論ヲ妨害シテ以テ職務ヲシテ居ルノデアル、(ヨシ給ヘ)無用々々ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 靜カニ……

○菊池武徳君 故ニ私ハ政府ニ於テ、此案ト云フモノハ、直チニ國有法案ニ對スルノ正反對ナル意味ヲ以テ、未成線ノ完成ヲ急グト云フノデアルカラ、院議ニ重キヲ置イテ、必ズ是ハ次期ノ議會ニ於テ提出シナケレバナラヌトコロノ義務ヲ持ッテ居ラナケレバナラヌ、院議ヲ尊重シナケレバナラヌト云フコトヲ、附加ヘテ置キタイノデアル(新井章吾君)皆歸ッテ定足數ヲ關イデシマヒマスカラ、御止メニナッタ方ガ宜イデセウ(ト呼フ)ワレデアリマスカラ本員ハ多辯ヲ費サナイ、今ノ諸君ノ院議ヲ重シ——政府モ院議ヲ重シサヘスレバ宜イデスカラ、私ノ言フノハ、今日諸君ニ非常ニ冷淡サレテ居ルノデアルガ、他年一日必ズ此事ガ想ヒ當ルコトガアルノデ、政府ガ必ズ未成線ヲ等閑ニ附スルコトヲ時期ガ來テ、諸君ガ臍ヲ墮ムト云フコトハ、殆ド明白デアリマスカラ、私ハ茲ニ一言ヲ遺シテ——前途ノタメニ一言ノ憂慮ヲ述ベテ置キマス

(採決々々ト又討論終結討論終結ト呼フ者アリ)

(田中定吉君登壇)

○田中定吉君 私ハ贊成トカ否決トカノ論ヲ言フモノデハナイ、之ヲ言明シテ置カナケレバナラヌコトガアルカラ申スノデ、決シテ單純ニ贊成トカ、或ハ之ヲ不贊成トカ言フノハナイノデアルカラ、其積デチヨット一分間ダケ、御聽ヲ願ヒタイノデアル、固ヨリ贊成ノ理由ハ、種々アリマスケレドモ、ソレハ茲ニ申上ゲヌノデアル、清水君モ十分ニ申サレタノデアル、又諸君モ十分御承知ノコトデアルカラ、是ハ私ハ茲ニ申ス必要ハナイケレドモ、此建議案ニ於ケル線路ハ——此線路ニ付イテハ、吾々ハ贊成シテ居ルケレドモ、諸君ノ中ニモ、贊成ノ諸君ガ澤山アルケレドモ、是ハ決シテ一致ハ致シテ居ラヌト云フコトヲ言明致シテ置クノデアル、皆贊成デアル、異議ノアルモノデナイト云フコトハ、申サナケレバナラヌノデアルガ、今日其適否ヲ論ズルコトハ、其場所デナイノデアル、現ニ政府ハ此線路ニ付イテハ、十分ニ調ベルノデアルノデアル、澤山ノ調査費ヲ使ッテ、調査シテ居ルノデアルカラ、其結果ヲ以テ政府ガ慎重ニ、公平ニ、議會ニ提出セラレテ、議會ニ出サレタ時分ニ、始メテ吾々ハ其適否ヲ論ズル積デ、今日ハ四大幹線ナル大イナル原案ニ於テ、吾々ハ贊成シテ居ルノデアルカラ、是ハ必ズ政府ガ慎重ナル考ヲスルモノトシテ、吾々ガ贊成シテ居ルト云フコトヲ、政府ニ於テモ御承知ヲ願ヒ、又諸君ニ於テモ飽マデモ御承知ヲ願ヒタイト云フノデアル、是ダケノコトヲ申上ゲテ置クノデアル

○恆松隆慶君 委員長報告通

(賛成々々ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 採決致シマス、委員會報告通、御異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、委員長報告通決シマス、日程

第二十一、精神病學科設置ニ關スル建議案ヲ議題ニ致シマス——根本正君

第二十一 精神病學科設置ニ關スル建議案(山根 正次君外一名提出) (委員長報告)

〔恒松隆慶君 委員長報告通 報告書が廻リ居テ、能ク分テ居リマス〕ト呼フ

〔根本正君登壇〕

○根本正君 諸君、極々簡單ニ——精神病學科設置ニ關スル建議案ハ、委員會ハ滿場一致ヲ以テ可決ヲ致シマス、此事ハ單ニ病氣ノミニ關係スルコトデナク、法律上ニ大ニ關係ガアテ、若シモ、此精神病ノ學科ト云フモノガゴザイマセヌデアラバ、司法上、即チ裁判ニ於テ助カレ者モ助ケルコトガ出來ナイヤウナ弊害ガアリマス故ニ、此事ニ付イテハ、委員會ニ於キマシタ通、滿場一致ヲ以テ可決アラフコトヲ望ミマス

○恒松隆慶君 委員長報告通、異議ナシ

○根本正君 修正ガアリマス、修正通願ヒマス

○恒松隆慶君 無論承知シテ居リマス、即決、即決

○議長(杉田定一君) 委員長報告通、御異議ガゴザイマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、委員長報告通決シマス、日程第二十二、日本體育會國庫補助ニ關スル建議案ヲ議題ニ致シマス、——山根正次君

第二十二 日本體育會國庫補助ニ關スル建議案 (委員長報告)

〔山根正次君登壇〕

〔簡單々々ト呼フ者アリ〕

○山根正次君 極メテ簡單ニヤリマス、チヨット委員會ノ經過、及結果ヲ報告シマス〔討論終結〕ト呼フ者アリ笑聲起レルドウカ滿場一致ヲ以テ、此事ハ國民ノ後來ニ關係スルコトデゴザイマスカラ、ドウカ御賛成ヲ願ヒタイデアリマス、別段ニ御注文ガアレバ、私ハ如何ニ學生等ノ身體ガ惡クナルカラ御目ニ掛ケヤウと思ッテ居リマスケレドモ、ドウカ其事ハ宜シク願ヒタイデアリマス

○恒松隆慶君 賛成、委員長報告通

○議長(杉田定一君) 本案ハ委員長報告通、御異議ガゴザイマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、委員長報告通決シマス、日程第二十三、航海補助ニ關スル建議案ヲ議題ニ致シマス——谷澤龍藏君

第二十三 航海補助ニ關スル建議案(近江谷榮治 君外一名提出) (委員長報告)

〔谷澤龍藏君登壇〕

〔討論終結〕ト呼フ者アリ

○谷澤龍藏君 諸君、私ハ此航海補助ニ關スル建議案ノ經過ヲ報告シマス、修正案ノ通、全會一致ヲ以テ可決致シマス、ドウカ滿場一致ヲ以テ御議決アラフコトヲ願ヒマス

○恒松隆慶君 委員長報告通、異議ナシ

○議長(杉田定一君) 本案ハ委員長報告通、御異議ガゴザイマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、委員長報告通決シマス、日程第二十四、市町村立小學校教員俸給國庫補助ニ關スル建議案ヲ議題ニ致シマス、議案ノ朗讀ハ省略シマス

第二十四 市町村立小學校教員俸給國庫補助ニ關スル建議案(根本正君外五名提出)

市町村立小學校教員俸給國庫補助ニ關スル建議案

對露戰役大捷ヲ奏シテ世界ニ於ケル帝國ノ地位大ニ上進セルト共ニ國家ノ責任頓ニ重大ヲ加フ況ヤ列國競爭ノ勢益激甚ニシテ國民ノ活動ヲ要スルコト愈切ナリ此ノ時ニ當リ益力ヲ國民ノ教育ニ用ヒ大ニ其ノ實力ヲ養成スルニアラスムハ戰捷ノ效果ヲ將來ニ收得シ國運ノ發展ヲ永遠ニ企圖スルヲ得サルヘシ故ニ國家ハ速ニ適當ノ計畫ヲ立テテ教育ノ進歩擴張ヲ圖ラサルヘカラス就中小學教育ニ關シテハ今後一層ノ進歩ヲ圖ラムカ爲ニ國庫ヨリ相當ノ金額ヲ支出スルハ當然ノ事ナリトス而シテ小學校教員ノ待遇ヲ改良スルハ小學教育ノ進歩ヲ圖ルカ爲ニ最必要ナルヲ以テ其ノ本俸ヲ國庫ヨリ補助シテ其ノ待遇ヲ改良シ以テ小學教育ノ進歩ヲ圖ルト共ニ市町村ノ教育費負擔ヲ輕減スルハ最事宜ニ適シタルモノト認ム故ニ政府ハ成ルヘク速ニ市町村立小學校教員ノ俸給ニ關スル制度ヲ定メ其ノ本俸ヲ國庫ヨリ補助支出スルノ計畫ヲ立テラレムコトヲ望ム

○恒松隆慶君 是ハ直チニ九名ノ委員、議長指名アラフコトヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通、九名ノ委員、議長指名ニ御異議ガゴザイマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、日程第二十五、高等水產學校設立ニ關スル建議案ヲ議題ニ致シマス、議案ノ朗讀ハ省略シマス

第二十五 高等水產學校設立ニ關スル建議案(川原茂輔君外四名提出)

高等水產學校設立ニ關スル建議案

南海方面ニ高等水產學校ヲ設立セラレムコトヲ望ム

右建議ス

○恒松隆慶君 是ハ九名ノ委員、議長指名アラフコトヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通、九名委員、議長指名ノ委員ニ付託スルコトハ、御異議ガゴザイマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、日程第二十六、羽越鐵道速成ニ關スル建議案ヲ議題ニ致シマス、議案ノ朗讀ハ省略シマス

第二十六 羽越鐵道速成ニ關スル建議案(瀬下秀夫君外三名提出)

羽越鐵道速成ニ關スル建議案

政府ハ新潟縣下新發田ヨリ山形縣下米澤ニ至ル羽越鐵道敷設ノ計畫ヲ定メ

次期ノ議會ニ提案セラレムコトヲ望ム
右建議ス

○恆松隆慶君 是モ提出者ノ理由ハ、此場合ハ略シマシテ、議長ヨリ十八名ノ委員ヲ指名セラレンコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 恆松君發議ノ通、十八名ノ委員、議長指名ニ御異議ガゴザイマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス——報告ガアリマス

(書記朗讀)

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

(第三號)明治三十九年度歳入歳出總豫算追加案

○議長(杉田定一君) 委員ノ氏名ハ追テ公報ヲ以テ御通知ヲ致シマス、來ル月曜日ニハ開會ヲ致シマス、日程ヲ朗讀致サセマス

(書記朗讀)

午後一時開議

臺灣總督府鐵道部現金前渡官吏設置ニ關スル法律

案(政府提出)

第一 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第二 明治三十八年法律第十七號中改正法律案(政府提出)

第三 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第四 明治三十三年法律第七十五號中改正法律案(政府提出)

第五 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第六 明治三十三年法律第七十六號中改正法律案(政府提出)

第七 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第八 工業用酒精酒類其他酒精含有飲料戻

第九 稅法案(政府提出)

第十 醫師法案(山根正次君提出)

第十一 質屋取締法中改正法律案(磯部四郎君外十一名提出)

第十二 質屋取締法中改正法律案(藤崎朋之君外二名提出)

第十三 明治三十三年法律第八十六號中改正法律案(內山吉太君外三名提出)

第十四 催眠術取締ニ關スル建議案(安藤新太郎君外一名提出)

第十五 明治三十三年勅令第百三十二號廢止ニ關スル建議案(川島瀧藏君外一名提出)

第十六

第十七 (特別報告第十八號) 齒輸入稅廢止ノ請願外四件 (委員長報告)

第十八 (特別報告第二十一號) 工業專門學校設立ノ請願 (委員長報告)

第十九 (特別報告第十九號) 渡良瀬川沿岸地方鑛毒被害地山林原野池沼地價修正ノ請願外八件 (委員長報告)

第二十 (特別報告第二十號) 渡良瀬川沿岸地方特別地價洩レ再修正ノ請願外三件 (委員長報告)

第二十一 (特別報告第二十三號) 渡良瀬川沿岸地方特別地價院議實行ノ請願 (委員長報告)

第二十二 (特別報告第十七號) 足尾銅山鑛毒處分ノ請願外二件 (委員長報告)

第二十三 (特別報告第二十二號) 鑛毒被害地地價修正ノ請願 (委員長報告)

○議長(杉田定一君) 本日ハ是ニテ散會ヲ致シマス
午後三時四十八分散會

衆議院議事速記録第十六號正誤

頁	段	行	誤	正
三〇	下	一六	無斷	速斷
三一	下	一〇	一萬六千法	一億六千萬法
同	同	同	一萬七千法	一億七千萬法
三二	下	一八	其技倆ヲシ	其技倆ヲトシ
同	同	同	必要	必要